

統一球問題における有識者による第三者調査・検証委員会の調査報告書公表について

一般社団法人日本野球機構

日本野球機構理事会は、調査報告書の公表に当たり、絶対不可欠とはいえ一部の個人名、公開を前提としていない会議における個別の発言等内容の詳細、及び企業秘密にかかわる数値については、公表を控えたいとの方針を第三者調査・検証委員会に伝え、委員会の了承を得ました。公表される調査報告書には、その方針に沿って日本野球機構理事会が指定した部分につき、マスクングが施されています。

調査報告書

2013年9月27日

一般社団法人日本野球機構

統一球問題における有識者による第三者調査・検証委員会

2013年10月15日追記：

- ・当委員会の貴機構に対する同日付「追加調査報告書」記載のとおり、若干の誤記等を訂正した。
- ・本書面末尾において、上記追加調査報告書記載の追加調査に関する若干の追記をした。
- ・本書面は、貴機構の指示に基づき、実際の提出に係る報告書には明記されている氏名や数値の一部を伏字としたものである。

2013年10月23日追記：

- ・本書面は、本報告書の公表に際して貴機構から一部記載を削除するよう要望を受けたため、当該要望があった部分のうち、各項目の表題部及び脚注番号を除いた部分にマスキングを施したものである。

目次

第1 調査・検証の概要.....	2
1 第三者委員会の構成.....	2
2 委員会設置の経緯.....	2
3 本件調査検証の対象.....	3
4 本件調査検証の結果の概要.....	3
第2 調査の方法・経過.....	7
1 調査の方法.....	7
2 調査の経過.....	7
(1) 客観的資料の収集.....	7
(2) 関係者のヒアリング.....	8
(3) 客観的資料に基づく事実認定.....	9
(4) 調査終盤段階での前提を覆す事実の発覚.....	10
3 本報告書の記述について.....	11
第3 調査の結果.....	12
1 前提となるNPBの組織的背景.....	12
(1) 現在の日本野球機構、日本プロフェッショナル野球組織について.....	12
(2) NPBの成り立ちについて.....	13
(3) 機構と野球組織の比較.....	16
(4) 公式戦の試合使用球に関する規程類.....	20
(5) NPB事務局の概況.....	22
2 統一球導入に関する経緯.....	23
(1) 導入の経緯・手続.....	23
(2) 導入手続の進展.....	24
(3) 積み残された問題.....	25
3 統一球導入の結果及び反響.....	26
(1) 導入後の反発係数の推移.....	26
(2) 球団関係者からの反響.....	27
(3) 選手からの反響.....	29
4 統一球の仕様変更の経緯.....	30
(1) 統一球の見直しの検討開始.....	30
(2) ミズノによる試作球の製造開始.....	33
(3) 統一球仕様変更の検討の一時中止.....	33
(4) 仕様変更の検討を再開するまでの状況.....	35
5 統一球の仕様変更の状況.....	37
(1) 統一球のゴム芯を変えずに反発係数を上げることの検討.....	37
(2) 下田事務局長が統一球の仕様を変更する意思を固めた経緯など.....	38
(3) 加藤コミッショナーの認識.....	40
(4) 2012年10月27日の代表者会議.....	41
(5) 仕様変更による試作品の製作など.....	42
(6) 2012年11月19日のNPB実行委員会.....	44
(7) 統一球の仕様変更の決定及びミズノへの指示.....	44
(8) 非公表の方針と各球団の認識.....	46
(9) 「事務局一任」決議（2012年12月10日の実行委員会）.....	46
(10) 事務局及びコミッショナーの対応.....	49

6	仕様変更を非公表とすることについて.....	51
	(1) 非公表とされた経緯.....	51
	(2) 仕様変更を認識していた人的範囲.....	51
	(3) ミズノ側が NPB 側に公表を働きかけた事実及びその経緯.....	51
7	仕様変更後の統一球の入替え・使用状況.....	52
8	仕様変更を公表するに至った経緯.....	52
	(1) マスコミによる報道・日本プロ野球選手会の動き.....	52
	(2) 2013年6月11日選手会との事務折衝.....	53
9	NPB 事務局が仕様を変更した理由.....	54
	(1) 反発係数の検査結果がアグリーメント上許容されている反発係数の下限を下回っていたこと.....	54
	(2) 得点の減少等により興行面への悪影響が懸念されたこと.....	54
10	仕様変更に関する加藤コミッショナーの認識について.....	54
	(1) 加藤コミッショナーは仕様変更を認識していたか.....	54
	(2) 実行委員会及び代表者会議での審議について.....	55
	(3) 反発係数の検査結果の認識について.....	56
	(4) 下田事務局長からの報告・相談の可能性について.....	56
	(5) 検討.....	57
第4	本件の問題点等.....	58
1	統一球導入時（2011年）における問題点.....	58
	(1) ミズノとの契約について.....	59
	(2) 統一球導入の手續について.....	60
	(3) 不十分な「指定」行為.....	61
	(4) アグリーメント及び使用球規則の遵守に対する認識不足.....	62
2	仕様変更時（2012～2013年）における問題点.....	63
	(1) アグリーメント違反が常態化していたこと.....	63
	(2) 是正策とそれを実施することの現実的可能性.....	64
	(3) 「変更」と「微調整」.....	64
	(4) 仕様変更の目的とこれを開示・公表しなかったことの問題点.....	65
3	選手及びマスコミ（ファン）への非公表及び事実と反する回答について.....	66
	(1) 問題点.....	66
	(2) 選手に対する開示公表.....	67
	(3) マスコミ（ファン）に対する開示・公表.....	67
	(4) 虚偽回答の是非.....	68
第5	本件問題を生じさせた原因.....	69
1	統一球導入時における問題点の原因.....	69
	(1) 加藤コミッショナーを含む NPB 事務局の規則遵守意識の不足.....	69
	(2) アグリーメントの重要性と統一球契約との整合性につき加藤コミッショナーと NPB 事務局員らが相互に指摘・相談しあう姿勢の欠如.....	69
2	統一球導入後における問題点の原因.....	70
	(1) 反発係数検査結果の非公表.....	70
	(2) 報告義務の不履行.....	70
	(3) 加藤コミッショナーの当事者意識と責任感の欠如.....	70
3	加藤コミッショナーの職務懈怠.....	71
	(1) 導入時の統一球契約の内容の確認漏れとアグリーメントへの理解不足.....	71
	(2) 導入時の厳密な「指定」行為の欠如.....	71
	(3) 反発係数検査結果の報告受領時における確認の甘さ.....	72
	(4) 実行委員会での曖昧な議論を漫然と放置したこと.....	72

(5) 当事者意識と責任感の欠如	72
(6) 小括	72
第6 再発防止策、今後のガバナンス体制	73
1 機構と野球組織という「二重構造」について	73
(1) 問題点	73
(2) 改善策	76
2 その他のガバナンス上の問題点と改善策	79
(1) 機構への意見集約を図る運用、意思決定をしやすくする方策の実施	79
(2) ルールに関する規定類の整理・改善	80
(3) コミッショナーが責任を果たせるような勤務体制・組織体制の実現	80
(4) NPB 事務局による組織的な対応を徹底すべきであること	80
(5) コミッショナー制度の強化・充実	81

略語・凡例一覧表

アグリーメント	セ・リーグの「セントラル野球連盟選手権試合アグリーメント」若しくはパ・リーグの「パシフィック・リーグ アグリーメント」、又は、これらを区別しない場合にはその総称（これを「両リーグのアグリーメント」と呼称することもある。）
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
加藤コミッショナー	加藤良三コミッショナー（兼機構会長・代表理事）
機構	一般社団法人日本野球機構
旧仕様の統一球／旧統一球	本件仕様変更がなされる前の統一球
球団	プロ野球を構成する 12 球団（各球団の名称及びその略称については、第 3 の 1(1)を参照。）
契約上の許容範囲	統一球契約の別紙に定められていた反発係数の許容範囲(0.4034～0.4234)
公差	「契約上の許容範囲」と同じ
実行委員	野球組織の実行委員会委員
実行委員会	野球組織の合議・議決機関である実行委員会
下田事務局長	機構に置かれた事務局、又は野球組織に置かれたコミッショナー事務局の事務局長である下田邦夫氏
車両検	NPB の依頼で統一球の反発係数検査を行っていた、一般財団法人日本車両検査協会
使用球規則	両リーグの定めるアグリーメントの付録である「プロ野球試合使用球に関する規則」
新仕様の統一球／新統一球	本件仕様変更がなされた後の統一球
セ・リーグ	セントラル野球連盟
選手会	日本プロ野球選手会
代表者会議	野球組織の会議体である 12 球団代表者会議
デジタル・フォレンジック	NPB 役職員のパーソナルコンピュータ・携帯電話等を対象とした、デジタル・フォレンジック技術を利用したデータの確認・検証作業
当委員会	統一球問題における有識者による第三者調査・検証委員会
統一球	プロ野球公式戦で使われている統一試合球

統一球契約	機構とミズノとの間の2011年2月1日付「プロ野球統一試合球に関する契約」
根来氏	前コミッショナーである根来泰周氏
パ・リーグ	パシフィック野球連盟
本件仕様変更	2013年の統一球の仕様が、2011年及び2012年に使われた統一球の仕様から変更されていたこと
本件調査検証	当委員会による本件問題にかかる事実関係の整理をはじめとする調査・検証
本件問題	2013年の統一球の仕様が、2011年及び2012年に使われた統一球の仕様から変更されていたこと、及びそれに関連する諸問題
ミズノ	ミズノ株式会社
ミズノ A 部長	ミズノ <input type="text"/> の A 部長
ミズノ B 部長	ミズノ <input type="text"/> の B 部長
野球協約	日本プロフェッショナル野球協約
野球組織	日本プロフェッショナル野球組織
両リーグ	セ・リーグ及びパ・リーグの総称
NPB	機構又は野球組織（特に区別しない場合、又は区別できない場合に用いる。）
NPB D 規則委員	NPB の D 野球規則委員
NPB 井原局次長	NPB の井原敦事務局次長
NPB 大柿部長	NPB セ・リーグ運営部の大柿和則部長
NPB E 課長	NPB セ・リーグ運営部の E 課長
NPB 事務局	機構の事務局又は野球組織のコミッショナー事務局（特に区別しない場合、又は区別できない場合に用いる。）
NPB F 主任	NPB 総務部の F 主任
NPB G 次長	NPB 総務部の G 次長
NPB 沼沢局次長	NPB の沼沢正二事務局次長
NPB 平田部長	NPB 総務部の平田稔部長
12 球団	プロ野球を構成する 12 球団（各球団の名称及びその略称については、第 3 の 1(1)を参照。）
<input type="text"/> %統一球	低反発ゴムの含有率が <input type="text"/> %である統一球

2013年9月27日

調査報告書

一般社団法人日本野球機構

会長 加藤良三 殿

統一球問題における有識者による第三者調査・検証委員会

委員長 那須弘平

委員 佐々木善三

委員 米正剛

本報告書の前提条件及び留保事項は、以下のとおりです。

- (1) 本報告書は、限られた期間において、任意に提供された資料に基づき行われた調査・検証の結果を示したものです。当職らは、可能な限り真実を追及すべく努力しましたが、合理的に推測される範囲内での記載にとどまった箇所もあるなど、その結果には自ずと限界があります。そのため、当職らは、本報告書記載の事実が客観的な事実適合すること、及び、裁判所、関係官庁において当職らの意見と一致する見解が導かれることを必ずしも保証するものではありません。
- (2) 本報告書に記載された当職らの意見は、当職ら個人としての意見であって、当職らが所属する法律事務所その他団体の意見を代表するものではありません。
- (3) 本報告書は、貴機構における検討のための参考資料として作成されたものであり、それ以外のいかなる目的にも用いられず、かつ、貴機構以外のいかなる者に対しても当職らは本書に関して何らの責任を負うものではなく、また、貴機構以外のいかなる者も本書に依拠することがないことを前提として、貴機構に提出されるものです。そのため、貴機構が本報告書の公表を希望する場合、当該公表は、貴機構の判断と責任に基づき実施されるものとします。

第1 調査・検証の概要

1 第三者委員会の構成

統一球問題における有識者による第三者調査・検証委員会（当委員会）の構成は、下記のとおりである。

委員長	那 須 弘 平	弁護士（あさひ法律事務所） 元最高裁判所判事
委員	佐々木 善 三	弁護士（晴海協和法律事務所） 元最高検察庁検事
委員	米 正 剛	弁護士（森・濱田松本法律事務所） 元第二東京弁護士会副会長
アドバイザー	桑 田 真 澄	野球解説者 元プロ野球選手

また、当委員会は、下記の者を補助者（委員会補佐又は委員長補佐）に任命し、本件調査検証の補佐をさせた。

委員会補佐	南 部 恵 一	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
委員会補佐	増 田 雅 史	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
委員長補佐	金 子 憲 康	弁護士（あさひ法律事務所）
委員長補佐	高 根 和 也	弁護士（あさひ法律事務所）

2 委員会設置の経緯

2013年6月11日、NPBの選手関係委員会と選手会との間で持たれた事務折衝の際、同年のプロ野球公式戦で使われている統一球の仕様が、2011年及び2012年に使われた統一球の仕様から変更されていたこと（本件問題）が初めて対外的に明らかとされた。その後、NPBの下田事務局長が同日行った記者会見により、その事実はマスコミにも公表された。

これを受けて、野球組織が2013年6月14日に開催した代表者会議において、本件問題について、公正・中立な第三者によって構成された調査委員会を設置し、本件問題にかかる事実関係の整理をはじめとする調査・検証（本件調査検証）を行うことが決定され、同月28日、当委員会が発足するに至った。

当委員会と機構の間では、当委員会は日本弁護士連合会の定める「企業等不祥事におけ

る第三者委員会ガイドライン」に準拠して本件調査検証を行い、機構は同ガイドラインの趣旨を尊重することが合意されている。また、機構は、その会長以下の役職員をして、事情聴取を受け、資料を準備し、各種文書の写しを提出することなどにより、本件調査検証に全面的に協力し、また、本件問題に関係する他社にも、本件調査検証への協力を要請することが併せて合意されている。

3 本件調査検証の対象

当委員会が機構から調査の委託を受けた事項は、以下のとおりである。

- ① 本件問題の事実関係
- ② 本件問題が生じた背景及び原因
- ③ 本件問題に関し改善すべき点があればその改善策の内容

本件調査検証の対象は、基本的には、プロ野球公式戦で使用される試合球としての「統一球」に関する事項であるが、必要に応じ、12球団が独自に用いる練習球についても、調査検証が及んでいる。

4 本件調査検証の結果の概要

- (1) NPBは、2011年、加藤コミッショナー主導の下に、1軍公式戦用の統一試合球の導入を決定し、ミズノとの間で、「プロ野球統一試合球に関する契約書」（NPB側記名者は下田事務局長）を締結した。しかし、その契約書において定められた仕様は、平均反発係数が、両リーグがリーグ内の申合せ事項として定める「アグリーメント」¹の付録である「プロ野球試合使用球に関する規則」の定める許容範囲の下限值0.4134となることを目標にするとしながら、同下限値を下回ることも許容する内容のものであった。そのため、結果として同下限値に達しないアグリーメント違反のボール（いわゆる「飛ばないボール」）が公式試合において大量に使用され、この状況が2011年及び2012年の両シーズンにわたって常態化することとなった。上記アグリーメント違反の契約締結及び違反球の使用の各事実については、NPB事務局長のごく一部が知っていただけで、他の関係者や外部の者には知らされていなかった。
- (2) 下田事務局長は、アグリーメントとの抵触問題を解決し、球団関係者の「飛ばないボール」を求める声（特にセ・リーグではこの傾向が強く、12球団全体としても同様の意見が優勢であった）に応えるために、2013年用統一球のゴム芯を変更して、反発係数をアグリーメントが定める下限値内に収めることを決め、ミズノに指示して製造を開始させた。

¹ セ・リーグの「セントラル野球連盟選手権試合アグリーメント」及びパ・リーグの「パシフィック・リーグアグリーメント」を総称する。詳細は第3の1(4)イ参照。

この結果、2013年のシーズンのオープン戦の途中から新仕様の統一球が使用されるに至ったが、変更の事実は外部に公表されず、NPB事務局内部でも、下田事務局長以下数名の事務局員だけの秘密とされていた。この状態は、2013年6月11日まで続き、この間、仕様変更された統一球を使った公式戦が、大半の選手及び球団関係者、観客、マスコミ等に知らされないままに行われてきた。

- (3) 下田事務局長は、2013年6月11日のプロ野球選手会との事務折衝の席において、選手会側からの質問に対し、反発係数を高める方向で「調整」したことを認めるに至った。下田事務局長は、その後の記者らの取材に対しても、統一球の仕様を変更したことを認め、その変更につき加藤コミッショナーと相談して進めてきた旨の発言をしたが、翌12日、NPBが設けた記者会見の席では、加藤コミッショナーと相談をしながら進めたことはなかった旨、発言を訂正した。下田事務局長は、当委員会による調査検証の段階でも、加藤コミッショナーの承認を受けずに仕様変更を進めた旨の供述を繰り返し、それが自身の職務怠慢によるものであったことを認める姿勢を崩さない。
- (4) 加藤コミッショナーが仕様変更の事実を知っていたかどうかについては、本人が強く否定し、下田事務局長をはじめとするNPB事務局員もこれを否定する供述をしており、これを覆すに足りる客観的な証拠は発見されていない。したがって、加藤コミッショナーがこれを知っていたとまで認定することはできないが、加藤コミッショナーも出席した実行委員会における議論の状況等の点も考慮すると、その疑いが完全に解消されたともいえない状況にある。しかし、仮に、加藤コミッショナーが変更の事実を知らなかったとしても、その地位、職責及び職歴から見て、ごくわずかな注意を払いさえすれば、変更の事実を容易に知ることができたことは明らかであり、これによって混乱を回避する措置を執ることも可能だったと認められる。いずれにしても、加藤コミッショナーが本件に起因する混乱を招いた責任を免れることは許されず、その責任の程度も、知っていながら事態を放置したことと比べて軽減されるべき性質のものではない。
- (5) 本件のような事態の再発防止のためには、コミッショナー、NPB事務局幹部職員及び球団関係者において、組織内外の法律、定款、規則等の諸ルールを率先して遵守・履践するとともに、社会の変化に対応する形で、適時適切に見直しを行い、全体として規律の回復、コンプライアンス体制の確立を図ることが望ましい。
- (6) さらに、以下の点を念頭においてガバナンス体制の充実・強化を図るべきである。

ア NPBは現在、一般社団法人である日本野球機構（機構）と、日本プロフェッショナル野球組織（野球組織）という二つの組織体が複雑に絡み合っており、「二重構造」とも評

すべき状態を呈し、誰が真の業務執行の決定者であり責任者であるかが判然としないという、曖昧な状況に置かれている。本件問題においても、野球組織の実行委員会は、統一球の変更について主体性をもって決定することをせず、事務局に対して丸投げに近い形で「一任」したうえ、その一任の結果がどうなったかの報告すら求めていなかった。他方、オーナー会議においても、統一球の変更に関する実質的な議論が行われた形跡は見受けられない。

野球組織は、機構の定款により機構理事会の下部に設けられた組織であって、「プロ野球の公式試合の運営等に関する事項」に特化して活動を行う、高い専門性とこれに相応しい実力を備えている。そして、その範囲内では、定款や理事会決議等により、一定の自治的権能を付与することも、法技術的には可能であり、歴史的経緯により、実際も、理事会からの独立性の高い組織として運用されている。しかし、一般論として、組織全体の存立に影響を与えるおそれがあるような事態をあらかじめモニタリングし、必要に応じ是正する仕組みを備える必要から、このような自治的権能には一定の制約が課せられるべきであることもまた、法理上当然である。

本件問題が、現在の「二重構造」の実態に起因することに鑑みると、①機構と野球組織との関係の再整理、②オーナー会議の位置づけの見直し、③コミッショナー及びコミッショナー事務局の位置づけの見直しなどを通して、現在のような並列的な「二重構造」を解消することが望ましい。

イ その他のガバナンス上の改善策としては、

- ① 統一球の変更について、両リーグでは一定の議論が行われていたにもかかわらず、野球組織の代表者会議及び実行委員会においては、充実した審議は行われていなかった。この状況に鑑み、プロ野球全体に関する事項について議論すべきであるのは機構という場であり、そこにおいて意見の集約を図るという当然の運用を定着すべきである。また、理事会（及び実行委員会）における決議要件を緩和するなどして団体としての意思決定をしやすくするべきである。
- ② プロ野球のルールに関する規定類の整理が不十分である。そのため、プロ野球全体で共通の事柄については、機構のもとで規則なり申し合わせを作成することを基本とし、各リーグに委ねるべきものがあれば、その点はリーグの申合せ事項として定める、といった形の運用を図ることが望ましい。
- ③ 非常勤であるコミッショナーの現在の勤務体制が、事務局内の動きに目が行き届かず、結果として、事務局長の事実上の裁量の拡大に繋がったことは否定しがたい。そのため、業務執行の責任者であるコミッショナーがその責任を果たせるような勤務体制・組織体制を実現すべきである。
- ④ 事務局においては、業務が組織的にではなく属人的に扱われていた。この実態を改善し、本件のような重要な事項や、対外的な事項については、一部の職員のみで

案件を抱え込むことなく、組織的な対応を行うことを徹底すべきである。

- ⑤ 野球組織の各構成員（両リーグ及び12球団）の関係は、単なる協働・協力にとどまるものではなく、スポーツ組織に特有の激しい競争を日常とする緊張した側面を持つ。このような組織においてこそ、最終的な裁定者としてのコミッショナー制度の存在意義があるのだから、業務執行の責任者としての側面に加え、裁定者としての観点からも、コミッショナー制度の強化・充実に努めることが望ましい。

第2 調査の方法・経過

1 調査の方法

調査は、関係者のヒアリング、関係者から提出を受けた資料等の精査・分析、NPB（以下、機構と野球組織を特に区別しない場合・区別できない場合には、「NPB」と記載する。）役職員のパーソナルコンピュータ・携帯電話等を対象としたデジタル・フォレンジック技術を利用したデータの確認・検証（以下、このような確認・検証作業を、単に「デジタル・フォレンジック」と呼ぶことがある。）などにより行った。

ヒアリングは、加藤コミッショナー、下田事務局長を含むNPB関係者、NPB理事・野球組織実行委員を務める球団幹部等の球団関係者、統一球の製造販売を行ったミズノの役員及び従業員、プロ野球選手、選手会関係者ら延べ42名を対象として実施し、これに要した合計時間は約77時間であった。

当委員会は、上記調査の進展に合わせて、随時、委員会を開催し、調査結果の検討・分析を行うとともに、委員、アドバイザー及び補助者間の意見の調整等を図った。このようにして開かれた委員会は、13回に上った。

なお、桑田アドバイザーは、ほとんどの委員会と主要なヒアリングに出席した上、当委員会に対し、公正中立な立場から、豊富な経験に基づきプロ野球及びプロ野球界の実情等について数多くの有益な助言を行った。関係者のヒアリング事項は桑田アドバイザーの意見も参考にして決定し、特に、選手については桑田アドバイザーのリストアップした選手の中からヒアリング対象者を選び、円滑にヒアリングを行うことができた。本報告書の記述中には、桑田アドバイザーの助言を明記した箇所もあるが、その他の箇所も含め本報告書の多くの記述に関して、桑田アドバイザーの助言を参考にしたことを付記する。

2 調査の経過

(1) 客観的資料の収集

当委員会は、発足後に、NPB事務局（以下、機構の事務局と野球組織のコミッショナー事務局とを特に区別しない場合・区別できない場合には、「NPB事務局」と記載する。）から本件問題に関連する書面、会議の録音データ等の資料の提出を受けた。NPB事務局から資料等の提出を受けるに際しては、当委員会の委員らが再三にわたってNPB事務局に赴き、キャビネット、ロッカー、関係者の机などを確認しつつ、必要な資料等の提出を受けた。また、デジタル・フォレンジックの結果、下田事務局長及びNPB総務部G次長等のパソコンについては、本件仕様変更に関連する資料等がほとんど存在しないことが判明した。

これに対し、NPB G次長とミズノ A部長との

間では、統一球の仕様変更に関するメールが多数回送受信されていたことが確認された（ただし、2012年9月から11月にかけては、本件仕様変更に係るメールはほとんど見当たらなかった。）。

(2) 関係者のヒアリング

当委員会は、NPB事務局、球団関係者、選手、選手会、ミズノ等の協力の下に、これらの関係者らのヒアリングを実施した。なお、この種の調査・検証は、調査対象者から提出を受けた資料を中心に行うのが通例であるが、本件ではそれができない特別な事情があった。すなわち、NPBの内部調査に際し、事実認定の重要な根拠となったNPB G次長の手帳の記載の一部が改変されていた疑いが生じ、その記載を前提としたNPBの内部ヒアリング結果及び事実認定の信頼性に疑問が生じたことによる²。

² NPB G次長の手帳の2012年9月14日の欄には「PM13:00 ミズノ ボール切 10/13」と記載され、同年10月4日の欄には「PM13:30 [ミズノ A部長の苗字] 下田 GO」と記載されていた。NPB G次長は、NPB内部ヒアリングにおいて、この記載を根拠として、2012年10月4日に下田事務局長がミズノ A部長と面談して統一球の仕様変更について指示したと説明し、これを基にしてNPB内部の事実認定が行われ、その内容が公表されていた。ミズノ A部長も、社内ヒアリングの際に、それに符合する内容を説明し、ミズノ内部においても同様の事実認定が行われ、同社もその内容を公表していた。

ところが、当委員会がNPB事務局から資料等の提出を受けた際、ミズノ A部長がNPB G次長に対し、当委員会の活動開始後である2013年7月4日に発信したとされるメール（プリントアウトされたもの）の提出を受けた。当該メールには、統一球の仕様変更に関する時系列的な記述が記載されていたが、一読しただけでもNPBの内部調査結果及びミズノ社内調査結果と食い違うことが明らかな内容のものであった。NPB G次長は、その後の当委員会ヒアリングにおいて、自己の手帳の記載内容はその当時メモしたものであるとした上で、内部ヒアリングでは同手帳の記載に基づいて説明したものの、それが不正確であった旨供述した。そして、実際にはミズノ A部長から受け取った上記メールの記載内容の方が正しいとして、下田事務局長がミズノ A部長と面談して仕様変更を指示したのは2012年11月26日であった旨供述した。当委員会は、説明内容が変遷した理由、及び、手帳には一連のものとして記載されているのに部分的にインクの色が異なっている理由などにつき質問したが、納得できる説明は得られなかった。

そのヒアリング直後に、NPB G次長から当委員会に電話があり、「先ほどのヒアリングの際に、嘘の説明をした。NPB事務局に戻り、上司であるNPB平田部長にそのことを報告したところ、本当のことを話すように指示されたので、事実を話したい。実は、手帳の記載の一部は、後日書き加えたものである。本件問題の発覚当日である2013年6月11日にミズノ A部長と話し合っただけで記憶喚起をしたが、うろ覚えであり、資料もほとんど手元になかったため時期等の記憶が曖昧であり、同部長に問い合わせたところ、仕様変更のタイムリミットが昨年10月中旬頃だったと聞いたことによって、それを正しいものと思い込み、それに沿う内容を手帳に書き加えた。」旨の告白があった。これによれば、2012年9月14日の欄の「ボール切 10/13」と、同年10月4日の欄の「下田 GO」は、いずれも後日書き加えたものであるとのことであり、実際にそれらの記載部分のインクの色が異なっていた。NPB G次長は、その後の当委員会のヒアリングにおいても同じ内容の供述をした。手帳の記載を改変までした理由については、「ミズノ A部長から聞いた内容をそのまま書き込んでしまっただけであり、大きな問題になるとは思っていなかった。」旨説明するにとどまった。

この点につき、下田事務局長も、当委員会のヒアリングに対して、内部ヒアリングの際に、2012年10

このため、当委員会は、NPB の内部調査結果を参考とすることなく、白紙の状態から調査検証を始めることとした。さらに、下田事務局長やNPB G 次長の訂正後の説明が本当に正しいのか、また、それが正しいとしたら、同人らがNPB の内部ヒアリングという重要な場で核心的部分につき事実と反する説明をし、それに呼応するような形で、ミズノ A 部長が社内ヒアリングに対して同様の説明をしたのは一体何故なのかについても解明することが必要となった（重要な当事者の重要部分に関する説明内容が変遷した場合には、背後に重大な事情が存在することが想定されるためである。）。

(3) 客観的資料に基づく事実認定

以上に述べた特別な事情があったことから、当委員会は、NPB 事務局の提供に係る資料を基本にしながらも、より広範囲の資料等の確保・徴求に努め、多くの関係者から多岐にわたる事項について多角的なヒアリングを行った。その過程において、下田事務局長、NPB G 次長、ミズノ A 部長の各ヒアリングから、本件仕様変更がこの3名を中心にして秘密裡に進められたこと、及び、同人らが秘密を守るために敢えて記録を残さず、仕様変更のための協議資料等もほとんど存在しないことを知った³。

なお、本件調査検証においては、本件仕様変更に関わったNPB 側関係者、すなわち下田事務局長及びNPB G 次長の記憶喚起を求める必要が多かった。しかし、理由は定かではないが、同人らの記憶は驚く程に曖昧であり、結果として、疑問を十分に解明できなかった部分も少なくない⁴。

月13日が統一球の仕様変更の〆切期限との前提で、同月4日に統一球を新仕様とすることを決めた旨述べたが、これはNPB G 次長の手帳の記載を基にした不正確なものだったことを認め、「実際に仕様変更を決定したのは、11月下旬頃だったと思う。」旨述べている。

³ 下田事務局長は、「ボール」と題するファイルを保管していたものの、同ファイルには主としてバットに関する資料が綴られ、ボールに関するものとしては2012年前半の数点の資料が綴られていたにとどまり、本件調査検証にとって不可欠であるミズノ関係者との面談資料はおろか、2012年後半に行われた統一球の仕様変更に関する試作資料やNPB事務局の内部打ち合わせに関する資料も全く保管されていなかった。NPB G 次長も「仕様変更に関する資料はファイル等としては保管しておらず、自己のパソコン内にデータとして保管してあるはず。」と述べたものの、デジタル・フォレンジックによってもそれらの資料は確認できず、さらに、念のため同人に依頼してパソコン内の資料を探させた結果においても、それらの資料はほとんど見当たらないとのことであった。

⁴ 例えば、下田事務局長、NPB G 次長及びミズノ A 部長の3名が、NPB の内部ヒアリングやミズノの社内ヒアリングの際に事実と異なる説明をした理由については、各人の供述によれば、ミズノの大阪本社に勤務しているミズノ A 部長が東京出張中であつた2013年6月11日に本件仕様変更が公になったことから、同月12日にNPB G 次長とミズノ A 部長を含む関係者が記憶喚起の打ち合わせをした際、そもそもNPB G 次長にはほとんど手持ち資料がなく、ミズノ A 部長にはノート等の資料が手元になつたことから、うろ覚えの曖昧な記憶のみに基づいて2012年10月4日に仕様変更を決定したと誤解してしまったとの説明を否定する証拠は得られなかった。しかし、本当にそのような単純素朴な理由だけだったのか、下田事務局長らに実際にはもっと奥深い理由があつたのではないかという疑問は今でも残っている。

上記に述べた理由から、第3以下に述べる事実は、客観的資料すなわち機構及び野球組織の会議録や議事内容の録音データ、セ・リーグの会議録等、NPB事務局から提出を受けた書類・物的資料等のほか、各球団及びミズノから提出を受けた資料などに基づいて認定することを原則とし、関係者のヒアリング結果については信用性を慎重に吟味した上で採否を決めることを基本とした。とりわけ、本件問題の核心である統一球の仕様変更に至る経緯やその状況については、ミズノから提出を受けた資料を中心として認定をせざるを得なかった。

(4) 調査終盤段階での前提を覆す事実の発覚

さらに、当委員会の調査の終盤段階で、もう一つの特異な事情が加わった。本件調査・検証の終盤まで、2011年及び2012年に使用された統一球の低反発ゴムの割合は**□ b □**%であるというのが、NPB関係者の一致した認識であり、かつ、ミズノ内部の仕様書にもその旨記載されていたことから、当委員会もこれを当然の前提として調査検証を進めてきた。しかし報告書とりまとめの最終段階における資料の確認・点検を進める中で、ミズノA部長のノートの記載⁵に関連して質問を行ったところ、ミズノから、同社の国内工場幹部が、2010年12月以降に製造した統一球について、独断で低反発ゴムの割合を、それよりも大幅に高い**□ a □**%に変更して製造していたことが判明したとの連絡を受けた⁶。

このミズノの連絡により⁷、それまで当然の前提としてきたことが根底から覆ることとな

また、下田事務局長が、加藤コミッショナーの了承を得ずに本件仕様変更に踏み切ったとすれば、なぜNPBの一職員にすぎない下田事務局長がそのようなリスクを負う行動をとったのか、その理由は不明なままである。当委員会としても、その点を重要な調査・検証事項と位置付けて、あらゆる角度から調査・検証を行ったが、下田事務局長は「私の職務怠慢である。」と言い続けるのみで、その真の動機は不明である。

⁵ ミズノA部長のノートには、「統一球 **□ b □**%は最初の3か月位だけ その後は**□ a □**%」との記述があった。

⁶ その内容は、以下のとおりのものであった。「統一球の当初の製造段階である2010年9月ないし10月時点において、低反発ゴムの割合を**□ b □**%として製作し、工場の反発係数測定装置で検査した結果、平均反発係数が0.420程度になってしまい、NPBの要請である0.4134に近い数値を出せなかった。そのため、国内工場幹部ら独自の判断で低反発ゴムの割合を**□ a □**%とすることを決定し、同年12月以降に製造した統一球については、その仕様で製造された。低反発ゴムの割合を**□ b □**%としたボールは、練習球等に充てた。したがって、2011年と2012年の両シーズンに使用された統一球の低反発ゴムの割合は**□ b □**%ではなく、**□ a □**%であった。」

⁷ 後述するとおり、ミズノは、2012年9月の時点でも、NPB事務局の依頼を受けて統一球の仕様変更に関する試作を行っている。ミズノA部長の説明によれば、当該試作の趣旨・目的は、低反発ゴムの含有率は変えずに糸巻きを調整するということであるが、ミズノの説明によれば、当該試作球の低反発ゴムの含有率は**□ b □**%とのことである。

加えて、ミズノの説明によれば、2010年12月時点において、当初に生産していた、低反発ゴムの含

った。しかも、その事実は、ミズノ A 部長にも 2012 年 11 月まで知らされなかったようであり⁸、加藤コミッショナーや下田事務局長をはじめとする NPB 側関係者がその事実を知っていたことを示す証拠は全くない。

以上の点を含め、当委員会としては、資料等の入手や関係者のヒアリング等について最大限の努力をし、入手し得た資料やヒアリング結果等を前提として分析・検討を重ねて正確な事実の認定に努めたものであるが、任意の調査・検証には自ずと制約があり、なお十全とは言い難い部分が残ったことを付記する。

3 本報告書の記述について

本報告書の記述では、関係者による文書の改変や供述の変遷等の問題行動を指摘することもあるが、これは調査の経過を正確に報告することが最善の方策であると考えたことによるものであり、関係者を徒に批判・非難する意図は全くない。むしろ、関係者が自己の問題行動を率直に告白・供述し、それによって事実が解明できた部分も少なくなかったことを付記しておきたい。

有率が % の統一球 (% 統一球) が約 11,000 ダース存在したとのことである。ミズノの説明によれば、それらは練習球に「転用」されたとのことである。

⁸ ミズノ A 部長には 2012 年 11 月 16 日頃の時点で打ち明けられたが、同人は半信半疑であり、その後の確認を行わず、NPB 事務局にもその点を伝えなかったとのことである。

第3 調査の結果

1 前提となる NPB の組織的背景

(1) 現在の日本野球機構、日本プロフェッショナル野球組織について

NPB は、一般法人法に基づく法人（一般社団法人日本野球機構）であり、登記によれば、法人自体は 1948 年 3 月 1 日に設立されている。

機構は一般法人法上の組織であるから、定款において、自身の目的や名称、その他組織運営上の基本的な事項等を定めている。そして、定款第 12 条第 1 項は、「この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の下に日本プロフェッショナル野球組織…を設ける。」と定めている。また、同条第 3 項・第 4 項によれば、野球組織の組織・運営等は、理事会の承認を得て定められる規程によることとされている。そして、これに対応して、野球組織を規律する「日本プロフェッショナル野球協約」（野球協約）においても、野球組織は、機構の「事業の円滑適正な執行を図るため」の「内部組織」であることが定められている（野球協約第 1 条第 1 項、第 3 条）。

そのため、野球組織は、機構内に設けられる機構の下部組織であり、機構理事会によるコントロール下にあるといえる。最新の野球協約は 2013 年版であるが、これが、機構定款における「理事会の承認を得て定められる規程」に当たることになる。

ここで、定款第 12 条第 2 項によれば、野球組織は「プロ野球の公式試合の運営等に関する事項を審議し、事業を遂行する」こととされている。機構の事業は、機構の英文名称（Nippon Professional Baseball Organization）からもわかるとおり、プロ野球に関する事業であるが、その大半が公式試合に関するものであることに照らすと、機構は、その事業の大半を野球組織に委ねていることになる。

野球組織は、セ・リーグとその構成球団、及びパ・リーグとその構成球団により構成されている（野球協約第 1 条第 1 項）。両リーグの構成球団は、以下のとおりである（同条第 2 項、セントラル野球連盟規約第 2 条、パシフィック野球連盟規約第 2 条）。

所属するリーグ	球団名称	本意見書における略称
セ・リーグ	株式会社読売巨人軍	読売巨人軍
	株式会社ヤクルト球団	ヤクルト球団
	株式会社横浜 DeNA ベイスターズ	横浜 DeNA
	株式会社中日ドラゴンズ	中日ドラゴンズ
	株式会社阪神タイガース	阪神タイガース
	株式会社広島東洋カープ	広島カープ

パ・リーグ	株式会社北海道日本ハムファイターズ	日本ハムファイターズ
	株式会社楽天野球団	楽天野球団
	株式会社西武ライオンズ	西武ライオンズ
	株式会社千葉ロッテマリーンズ	千葉ロッテ
	オリックス野球クラブ株式会社	オリックス野球クラブ
	福岡ソフトバンクホークス株式会社	福岡ソフトバンク

(2) NPB の成り立ちについて

ア プロ野球団の誕生、日本野球連盟の結成

機構及び野球組織の実質的な歴史は、機構が社団法人として設立される 1948 年よりも前に遡る⁹。

日本の職業的野球チームの第一号がどの球団であるかは諸説あるが、現在の機構・野球組織に直接連なる球団は、1934 年に発足した「大日本東京野球倶楽部」（のちの東京巨人軍、現在の読売巨人軍）である。その後、1935 年の「大阪野球倶楽部」（通称大阪タイガース、現在の阪神タイガース）をはじめ、複数の職業的野球チームが誕生することとなった。

そして、1936 年 2 月 5 日には、7 球団により設立された「全日本職業野球連盟」の創立総会が開かれた（その事務所は当初、東京巨人軍の球団事務所に置かれている。）。その後、同連盟の名称は、同年 3 月 7 日には「日本職業野球連盟」に、1939 年 3 月 1 日には「日本野球連盟」に、順次変更された。

戦後、1946 年からリーグ公式戦が復活し、1947 年 3 月 3 日には、球団間の選手争奪に伴う紛争を裁定するため、連盟に「最高委員会」が設置された。これは、コミッショナー制の前身となる裁定機関である¹⁰。その後、1949 年 2 月 23 日には、読売新聞社社長・社主の正力松太郎氏が初代コミッショナーに就任した（ただし、同氏は当時公職追放中であつたところ、GHQ からこの点を咎められ、同年 5 月 2 日に辞任している。）。

イ 日本野球連盟の社団法人化

1948 年 3 月 1 日、それまで任意団体であつた日本野球連盟が、社団法人と株式会社に分割されることとなり、前者には球団間の紛争裁定機能や公益的事業が承継され、後者には

⁹ NPB 事務局においては、歴史的事実を直接把握できる資料が十分に存在しなかったことから、以下の記載においては、NPB 事務局から提供を受けた二次的な資料をも適宜参考としている。そのため、それぞれの出来事の時点等について、若干の不正確な記載が含まれている可能性がある。

¹⁰ 1965 年 8 月 28 日から 1971 年 3 月 31 日までの間には、個人としてのコミッショナー制が一旦停止され、憲法学者の宮沢俊義氏を委員長とする「コミッショナー委員会」が設けられたこともあつた。

興行面の機能が承継された。このとき設立された社団法人日本野球連盟が、のちの機構である。

しかし、その設立後間もない1949年11月・12月頃、日本野球連盟はセントラル野球連盟（セ・リーグ）と太平洋野球連盟（のちのパ・リーグ）に分裂した。この際、日本野球連盟自体は解散（ただし後述のとおり、社団法人日本野球連盟は休眠）した扱いとなっている。

その後、1950年から現在に至るまで、2リーグそれぞれでリーグ公式戦が行われているが、1951年6月21日には、両リーグのルールを共通化すること等を目的として、両リーグとその所属球団によって「全国プロフェッショナル野球協約」（のちの日本プロフェッショナル野球協約）が締結され、これに基づき、「全国プロフェッショナル野球機構」（のちの野球組織）が設けられた。

なお、1950年には、2リーグ化しチーム数が急増したことで、選手の引き抜き合戦が生じたこと等から、再びコミッショナーを設置すること等が提案され、1951年4月5日、元検事総長の福井盛太氏が2代目コミッショナーに就任した¹¹。この際、リーグ間の紛争処理のために置かれていた5名の調停委員のうち、2名が「コミッショナー顧問」に就いている。

この余波を受けて、機構はほとんど機能することなく、休眠状態のまま長い年月が経過することとなった。

ウ 日本野球機構への名称変更

その後、1960年を過ぎてから、プロ野球監督、コーチ、選手及び審判を対象とする養老年金制度の原資として両リーグにおいて積み立てていたオールスターゲームによる収益金の一部を、国税当局からの指導により、税制適格年金として組みなおす必要が生じた。そこで、休眠状態であった社団法人日本野球連盟を活用すること、あわせて、全国プロフェッショナル野球機構と合併することが企図されることとなった。

そして、全国プロフェッショナル野球機構は、1964年12月16日に開かれた実行委員会において、1965年1月1日をもって、自らを社団法人日本野球連盟の内部組織へ組み入れる旨決議した。

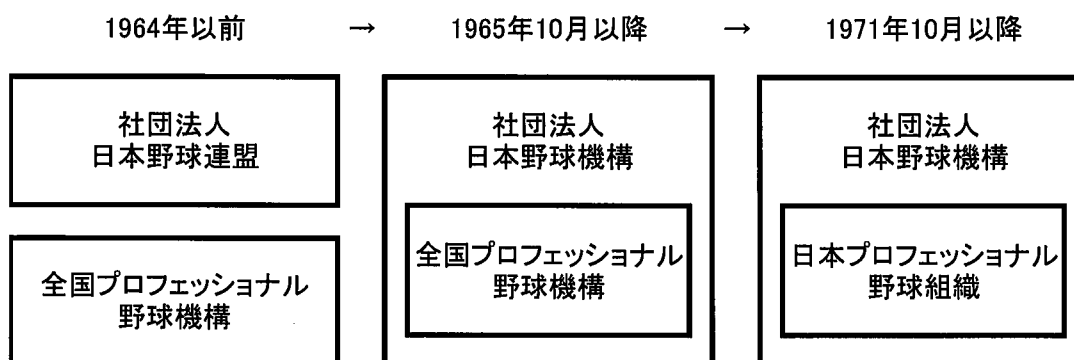
また、社団法人日本野球連盟も、これにあわせ同年10月にその定款を改正し、球団が「連盟を組織する」旨を定め、日本プロフェッショナル野球組織を、社団法人日本野球機構の内部組織として取り込んだ。そして、同定款変更により、法人の名称も、「社団法人日本野球連盟」から、「社団法人日本野球機構」へと変更された。

その後1971年10月には、全国プロフェッショナル野球協約の名称が「日本プロフェッ

¹¹ 正力松太郎氏の辞任から福井盛太氏の就任に至るまでの約2年間は、コミッショナーが存在しなかったことになる。その後も、歴代コミッショナーの在任期間には、ほとんどの場合において間隙があり、任期は連続していない。

シヨナル野球協約」に変更され、同協約第 1 条により、組織名称も「日本プロフェッショナル野球組織」に変更されている。

以上の変遷を図にまとめると、以下のようになる。



このような経緯により、今日においても、前記(1)のとおり、機構の理事会の下に野球組織を設けることとされているものと思われる。

ただし、実態としては、上記のような整理がされた 1965 年以後も、あくまで野球組織（当時は全国プロフェッショナル野球機構）が主であり、機構（当時は社団法人日本野球機構）がそこに形式的な関与をするに過ぎない形で、プロ野球の運営が続けられてきた。このとき機構に移管されたのは、養老年金として積み立てた財産と、オールスターゲーム及び日本選手権シリーズ試合（いわゆる日本シリーズ）の主催権だけであった。

エ 一般社団法人化に伴う各組織の関係の明確化と「三局統合」

2006 年 6 月 2 日、いわゆる公益法人改革 3 法が公布されたことにより、かつての社団法人は、公益社団法人となるか、一般社団法人となるかの選択を迫られることとなった。

当時のコミッショナーであった根来泰周氏はこのとき、野球組織及び両リーグを機構の内部組織として完全に包括することを企図し¹²、機構がいずれの法人形態を選択するにせよ、機構の定款及び関連規程、野球組織の根拠規定である野球協約、両リーグの各規程等の統一・整合を図る必要があるとして、制度改革を主導した。

これにより、野球組織のコミッショナー事務局、セ・リーグ事務局、パ・リーグ事務局は、コミッショナー事務局に統合されることとなった（NPB 関係者や球団関係者は、この出来事を「三局統合」と呼んでいる。）。また、両リーグの会長職は廃止され、プロ野球の事業遂行に関する権限が、両リーグからコミッショナーに集中されることとなった。

¹² 根来氏はこのとき、野球組織と両リーグを機構の内部組織として包括できるならば、野球協約という形式を採らず、これを「野球機構組織等規定」として定めることができるという考え方も示している。

(3) 機構と野球組織の比較

ア 機構に設けられている役職・会議体等

社員総会、オーナー会議

機構は、野球連盟に属している 12 球団を会員とし、全会員により、一般法人法上の社員総会が構成される（定款第 21 条）。そして、これを「オーナー会議」と呼称することとしている（同条第 2 項）。出席者本人ではなく、球団自体が、社員総会（オーナー会議）の構成員である。

社員総会（オーナー会議）は、臨時社員総会を開く場合を除けば、年度ごとに 1 度の定時社員総会として開催される（定款第 22 条参照）。

社員総会（オーナー会議）の議長は、当該社員総会において、会員の中から選出する（定款第 27 条）。

理事、会長・代表理事、常務理事、監事

機構においては、10 名以上 16 名以下の理事と、1 名以上 4 名以下の監事を置くこととされており（定款第 13 条第 1 項）、理事のうち 1 名を会長・代表理事とし（同条第 2 項・第 5 項、第 15 条第 2 項）、2 名を副会長とすることとされている（第 13 条第 3 項）。

なお、その他 4 名以内を常勤の常務理事とする旨も定められているが（定款第 13 条第 4 項、第 15 条第 4 項）、NPB 事務局の説明によれば、これまで常務理事が置かれたことはないとのことであった。

機構の理事及び監事は、社員総会で選任するが（定款第 14 条第 1 項）、その理事には、「各球団の代表者（各球団が、その球団の代表者として各球団毎に 1 名ずつ選出した者をいう）」がすべて含まれていなければならない（同条第 2 項）。また、会長候補者は、社員総会において「球団に関係のない者」から選任された候補者から、理事会が選定することとされている（同条第 3 項）。

理事会

理事は、理事会を構成する（定款第 15 条第 1 項、第 33 条第 2 項）。

理事会は、業務執行の決定も行うこととされているが（定款第 34 条第 1 項第 1 号）、会長・代表理事は定款において、業務執行機関である旨が定められている（第 15 条第 2 項）。

なお、両リーグにも「理事会」が設けられているが、これは一般法人法上の理事会ではない（両リーグとも法人格を有していない）。その構成員は、セ・リーグの場合理事 6 名（各球団から 1 名）であり、パ・リーグの場合理事 12 名（各球団から 2 名）である。機構の理事は、ほとんどの場合において両リーグの理事も兼ねているが、両者が一致することは、規程上求められていない。

事務局

機構の「事務を処理するため」、事務局及び必要な職員が置かれている（定款第 45 条第 1 項）。事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する（同条第 2 項）。

顧問、相談役

機構には、若干名の顧問及び相談役を置くことができる（定款第 42 条第 1 項）。顧問及び相談役は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する（同条第 2 項）。

NPB 事務局の説明によれば、現在、1 名の弁護士が理事会の委嘱に基づく機構顧問となり、このほか、2 名の弁護士が顧問契約に基づく顧問弁護士となっているとのことである。

イ 野球組織に設けられている役職・会議体等

野球組織

野球組織は、前記(1)のとおり、セ・リーグ及びその構成球団と、パ・リーグ及びその構成球団によって構成されている（野球協約第 1 条第 1 項）。

そして、野球組織には、合議・議決機関として「オーナー会議」及び「実行委員会」が、執行機関として「コミッショナー」が、諮問機関として「調査委員会」が、それぞれ置かれている（野球協約第 4 条）。

オーナー会議

オーナー会議は、野球組織の「最高の合議・議決機関」とされ（野球協約第 18 条第 1 項）、「オーナー」、すなわち 12 球団を「保有し、又は支配する事業者を代表する者であって球団の役員を兼ねる者」によって構成される（同条第 2 項・第 3 項）。球団そのものではなく、その「オーナー」がオーナー会議の構成員となる。

オーナー会議には、オーナーに代えて、オーナー代行、オーナー臨時代理人が出席することができる（野球協約第 22 条第 1～3 項）。このほか、コミッショナー、コミッショナー顧問・補佐、コミッショナー事務局長及び同事務局に所属する職員等が、オーナー会議の出席者となる（同条第 3 項）。

オーナー会議には、オーナーの互選により選出された議長をおき、コミッショナーと共同で、議事整理を行う（野球協約第 20 条）。

コミッショナー

コミッショナーは、オーナー会議において選任され（野球協約第 5 条、第 19 条第 1 項）、野球組織を代表し、オーナー会議、実行委員会及び両リーグの理事会¹³において決定された

¹³ もっとも、野球協約上は、両リーグに「理事会」が存在すること、及び野球組織の決定事項と両リー

事項を執行する（第 8 条第 1 項）。機構における役職との関係については特に定めが置かれていないが、NPB 事務局の説明によれば、機構の会長・代表理事がコミッショナーに就任するのが慣例であるとのことである。

コミッショナーが下す指令、裁定、裁決及び制裁は、最終決定であって、野球組織に属するすべての団体及び関係する個人は、これに従うこととされている（野球協約第 8 条第 3 項、第 9 条第 1 項～第 3 項）。

実行委員会、代表者会議

実行委員会は、実行委員会委員（実行委員）をもって構成され、オーナー会議の指示監督のもとで合議・議決を行う（野球協約第 11 条第 1 項・第 2 項）。ここで、コミッショナーは、野球協約第 11 条の記載によれば実行委員会の構成員でないが、他方、実行委員会の議長を務めることとされているから（第 13 条第 1 項）、実質的には実行委員会の構成員である。

実行委員は、「この委員会において球団を代表する者として各球団からコミッショナーに届け出られた当該球団役員 1 名」である（野球協約第 11 条第 3 項本文）。オーナー会議の構成員を兼ねることはできない（第 22 条第 4 項）。NPB 関係者によれば、ほとんどの場合において、機構における 12 球団の理事が、実行委員に就任しているとのことである。

実行委員会の審議事項は、両リーグの一方による決定事項のうち、他方に影響を与えないものを除き、年間のペナントレースに関することから、日本選手権シリーズ試合（いわゆる日本シリーズ）やオールスター試合等に関する事まで、極めて多岐にわたる（野球協約第 12 条第 1 項各号参照）。

NPB 事務局によれば、実行委員会の構成員のうち、コミッショナーを除いた者により構成される「代表者会議」が、実行委員会よりも高い頻度で開催されているが、同会議体については、設置根拠は特に無いとのことである。また、コミッショナーはこれに出席できないわけではなく、同席することもあるとのことである。

コミッショナー事務局

野球組織には、事務局長及び職員からなる「コミッショナー事務局」を置くこととされている（野球協約第 24 条第 1 項）。事務局長は、コミッショナーの命を受け、事務局職員を指揮監督する（同条第 2 項）。事務局長は、実行委員会の同意を得てコミッショナーが任命する（同条第 3 項）。

コミッショナー顧問、コミッショナー補佐

コミッショナーは、組織運営のため、若干名の顧問及び補佐を置くことができる（野球

グ理事会の決定事項との関係性は、特に明記されていない。両リーグの理事会はそれぞれ、セントラル野球連盟規約第 3 条第 1 項、パシフィック野球連盟規約第 4 条に基づき設置されている。

協約第8条第5項)。

NPB事務局によれば、現在、5名がコミッショナー顧問となっているとのことである。また、このうち弁護士は2名であるが、うち1名は、機構顧問を兼ねているとのことである。

ウ 両者の比較

第一に、構成員について比較すると、機構においては、12球団が会員とされているのに対し、野球組織においては、両リーグと12球団が構成員とされており、この点に違いがある。

第二に、「オーナー会議」と呼称されている会議体について比較すると、機構においては会員、すなわち12球団それぞれが「オーナー会議」を構成しているのに対し、野球組織においては、12球団を保有し、又は支配する事業者の代表者である「オーナー」が、「オーナー会議」を構成することとされている。機構の社員総会の際に、会員である12球団が「オーナー」に該当する人物を出席させれば、機構と野球組織の「オーナー会議」の構成員は一致することとなるが、規程上、これが一致するとは限らない。なお、機構の社員総会（オーナー会議）は、出席した会員から議長を選出し行われるが、野球組織のオーナー会議は、オーナーの互選により選出された議長が、コミッショナーと共同で議事整理を行うこととされている。

第三に、機構の理事会には、会長・代表理事のほか、12球団の「代表者」が理事として出席する。これに対し、野球組織の実行委員会においては、機構の会長・代表理事でもあるコミッショナーが議長を務め、ほとんど場合において、機構のその他の理事が実行委員会委員に就任しているとのことである。そのため、両会議体の構成員は事実上一致しているが、規程上は、この一致は要求されていない（また、両リーグ理事がこれらと一致することも、規程上、要求されていない。）。

第四に、「事務局」について比較すると、機構には単なる「事務局」を置くこととされている一方、野球組織には「コミッショナー事務局」を置くこととされている。前者の事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免するが、後者の事務局長は、コミッショナーが実行委員会の同意を得て任命することとされている。NPB事務局によれば、両事務局は特に区別されていない（そのため本報告書においても「NPB事務局」との記載を多用している。）とのことであるが、規程上は、これらが一致することは要求されていない。

第五に、「顧問」について比較すると、機構においては、会長・代表理事が、理事会の推薦に基づき「顧問」を置くことができるが、野球組織においては、コミッショナーは、特に実行委員会の推薦等を要せず、「コミッショナー顧問」を置くことができる。NPB事務局によれば、コミッショナー顧問5名のうち1名が、機構顧問を兼ねているとのことである。

以上をまとめると、おおむね、以下のように比較することができる。

(社) 日本野球機構	日本プロフェッショナル野球組織
<u>社員総会（オーナー会議）</u> 構成員：会員（12 球団）	<u>オーナー会議</u> 構成員：オーナー（12 球団のオーナー） （※組織自体の構成員は、両リーグ及び 12 球団）
<u>理事会</u> 構成員：会長・代表理事 理事（12 球団代表者） 監事	<u>実行委員会</u> 構成員：コミッショナー（慣例により、機構会長・代表理事） 実行委員（慣例により、機構理事）
—	<u>12 球団代表者会議</u> ※設置根拠はなく、慣例により実施 構成員：実行委員 （※コミッショナーは通常出席しない）
—	<u>両リーグ理事会</u> ※野球組織とは別の組織 構成員：それぞれの両リーグにおける理事等 （※規程上、機構理事と一致することは求められていない）
<u>事務局</u> 構成員：事務局長、必要な職員	<u>コミッショナー事務局</u> 構成員：事務局長、職員 （※規程上、機構事務局と一致することは求められていない）
<u>顧問・相談役</u> 顧問 1 名、ほか顧問弁護士 2 名 （※理事会が推薦し、会長が決定）	<u>コミッショナー顧問・補佐</u> コミッショナー顧問 5 名 （※実行委員会の推薦を要せず、コミッショナーが決定）

なお、NPB 事務局によれば、機構の理事会が行われる日においては、通常、

- ① 両リーグの理事会
- ② 機構の理事会
- ③ 野球組織の実行委員会

の順に会議が行われるが、実行委員会の最中にコミッショナーが別件等で席を外した場合には、その時点から代表者会議に切り替えるという運用がされているとのことである。

(4) 公式戦の試合使用球に関する規程類

ア 公認野球規則

野球組織は、コミッショナー事務局内に設置した日本野球規則委員会において、日本野球連盟、日本学生野球連盟、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟、全日本軟式野球連盟と共同で、「公認野球規則」を編纂している。2012 年版（2012 年 2 月 15 日発効）が、本報告書作成の時点で最新のものである。

同規則は、プロ・アマ共通のものであって、ボールに関する定めは置かれているものの¹⁴、プロ野球において用いられる試合使用球に関する特段の定めは置かれていない。

イ 両リーグの「アグリーメント」及び「プロ野球試合使用球に関する規則」

両リーグは、リーグ内の各球団の申し合わせ事項として、セ・リーグは「セントラル野球連盟選手権試合アグリーメント」を、パ・リーグは「パシフィック・リーグ アグリーメント」を、それぞれ作成している（以下、いずれも「アグリーメント」と呼び、区別しない場合には単に「アグリーメント」又は「両リーグのアグリーメント」と総称する。）。いずれも、2013年度版が本報告書作成の時点で最新のものである。

このうち、セ・リーグのアグリーメント、及びアグリーメントの付録である「プロ野球試合使用球に関する規則」（2011年2月1日改正）は、統一球に関して、以下のような定めを置いている（一部抜粋）。

2013年度 セントラル野球連盟選手権試合アグリーメント

第32条（統一試合球）

(1) 選手権試合の使用球はコミッショナーが指定した統一試合球を使用しなければならない。

（第2項以下は省略）

プロ野球試合使用球に関する規則（2011年2月1日改正）

第1条（統一試合球）

プロ野球公式戦で用いられる試合使用球は、コミッショナーが定めた、ミズノ社製の統一試合球を使用することとする。

第2条（製造の基準）

プロ野球統一試合球は、以下の基準値にて製造を行なうこととする。

1. 測定器による検査において、その平均反発力係数が0.4134～0.4374内に収まる物とする。

（第2項以下は省略）

また、パ・リーグのアグリーメント、及びアグリーメントの付録である「プロ野球試合使用球に関する規則」（2011年2月1日改正）は、統一球に関して、以下のような定めを置いている（一部抜粋）。

¹⁴ 1.09項に、「ボールはコルク、ゴムまたはこれに類する材料の小さい芯に糸を巻きつけ、白色の馬皮または牛皮2片でこれを包み、頑丈に縫い合わせて作る。重量は5オンスないし5オンス4分の1（141.7グラム～148.8グラム）、周囲は9インチないし9インチ4分の1（22.9センチ～23.5センチ）とする。」との定めがある。

2013 年度 パシフィック・リーグ アグリーメント

第 32 条 (試合使用球と管理)

1. 年度連盟選手権試合の使用球はコミッショナーが指定した統一試合球を使用しなければならない。

(第 2 項以下は省略)

プロ野球試合使用球に関する規則 (2011 年 2 月 1 日改正)

第 1 条 (統一試合球)

プロ野球公式戦で用いられる試合使用球は、コミッショナーが定めた、ミズノ社製の統一試合球を使用することとする。

第 2 条 (製造の基準)

プロ野球統一試合球は、以下の基準値にて製造を行うこととする。

1. 測定器による検査において、その平均反発力係数が 0.4134~0.4374 内に収まる物とする。

(第 2 項以下は省略)

以上からわかるように、両リーグの使用球規則の記載内容は、ほぼ一致している。

(5) NPB 事務局の概況

NPB 事務局の説明によれば、機構には現在、コミッショナー、事務局長、事務局次長、各部部長以下という指揮命令系統のもと、69 名の正職員が在籍している¹⁵。このうち、機構の主たる事業所に勤務している者は、約 40 名である¹⁶。

NPB 事務局は現在、12 球団及びその親会社・関連会社からの出向者を 4 名受け入れている。また、これらを退職した後に機構に入社した者が 3 名在籍している。

機構には、「セントラル・リーグ運営部」及び「パシフィック・リーグ運営部」がそれぞれ設けられており、これらの部長はそれぞれ、「セントラル・リーグ統括」及び「パシフィック・リーグ総括」とも呼称されている。また、各員は両リーグ内では「事務局長」と呼称されることもあるが、これは、各員の職務が、三局統合以前に両リーグに存在した事務局長の職務に相当するためである。

¹⁵ 審判部に所属する者は、いずれも請負契約の関係にあるため、計数されていない。

¹⁶ 主たる事業所に勤務していない主な職員は、記録部に所属する 22 名の職員である。

2 統一球導入に関する経緯

(1) 導入の経緯・手続

ア 加藤コミッショナーの提言

2011年に統一球が導入される以前は、各球団が、アグリーメントの範囲内で公認製造・販売業者の製造する試合使用球（公認球）を選択していた。そのため、球場によって試合使用球の仕様が異なるという問題があった。また、それらの試合使用球は、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）等の国際試合で使用されているボールと仕様が異なるため、国際試合に参加する選手は違和感を感じていた。

そのような状況において、加藤コミッショナーは、2009年に開催されたWBCの際、プロ野球関係者から、試合使用球を統一し、WBC等で使用されているボールに近づけるべきだとの助言を受けた。そこで、加藤コミッショナーの主導により、統一球の導入の議論が開始された。

イ 2010年8月の実行委員会における導入の決定

2009年夏以降、実行委員会で議論を重ねつつ、ボールメーカーからのヒアリング、各球団からの意見聴取、サンプル球の評価などを経て、2010年8月2日の実行委員会で、ミズノの製造に係る統一試合球の採用が決定された。

ウ ミズノによる企業情報の公表

NPBは、2010年8月23日、NPB事務局において、加藤コミッショナー及びミズノ関係者同席の下で、2011年より試合球を統一することを公表した。ミズノは、統一球の写真データを配付するとともに、ゴム芯の変更により反発係数が変わってくること及びその反発係数を下限の0.4134に限りなく近づけることを表明した。ボールには加藤コミッショナーの署名及びNPB承認マーク等を印刷してこれが統一球であることを明示することとし、上記発表会でも、写真によってその外観が明示された¹⁷。

そして、2010年のシーズン終了後にミズノが製造し、各球団に提供されることとなった統一球にも同様の表示で印刷された結果、これに沿って製造されたボールがコミッショナーの公認するものであることが判別できることになった。

¹⁷ ミズノのウェブサイトにおいても、同日付にて、同内容のリリース「芯のゴム材をより低反発材に変更した低反発球 来季からプロ野球12球団に納品する統一球の仕様について」が公表されている。
<http://www.mizuno.co.jp/whatsnew/news/nr100823/nr100823.html>

エ 統一球契約の承認

2010年10月6日の実行委員会では、統一球に関するミズノとの間の契約（統一球契約）の内容について審議され、了承された。

ただし、その際配布された契約要旨（「1軍公式戦統一使用球のミズノとの契約について」と題する書面）には、契約書の概要だけが記載されていたことから、実行委員はこれを前提として統一球契約の内容を認識し、承認決議を行った。しかし、本件で問題とされる反発係数に関する契約上の許容範囲に関しては、別紙等の添付に関する説明がなかったため、実行委員は、後日、契約書に別紙が添付され、その中に「平均反発係数が0.4134を目標に製作し、0.4034～0.4234を許容範囲として認める」などと記載されることは予想できない状況の下で、契約締結の承認をしたものと考えられる。

この契約は、後述のとおり、2011年6月・7月頃に、日付を同年2月1日に遡らせて締結されたが、それまでの間に、機構の理事会でも、野球組織の実行委員会等でも、実際の契約書の内容が詳細に示された形跡はない。

(2) 導入手続の進展

ア アグリーメントの改正

アグリーメント中の試合球に関する規則は、2011年2月に、「選手権試合の使用球はコミッショナーが指定した統一試合球を使用しなければならない」とする内容に改められた（いずれのアグリーメントに関しても、第32条(1)）。

また、この際、アグリーメントの付録ないし附属書類である使用球規則も改訂され、「使用試合球は、コミッショナーが定めた、ミズノ社製の統一試合球を使用することとする」（第1条）とされた。しかし、平均反発係数の許容範囲には手を触れることなく、0.4134～0.4374のまま据え置かれた（同規則第2条）。

なお、この規則の改正は、2011年2月の各リーグ理事会の時点では未だ議案が出来上がっておらず、アグリーメントと一緒に審議することができなかったため、後日NPB事務局から成案を得てこれを付録として挿入するという一方で、各リーグ理事会の了承を得た。その後、NPBG次長及びNPBD野球規則委員らによって規則案が起案されたが、各リーグ理事会での改めての審議を経ることなく、各リーグのアグリーメント冊子編纂の際、事実上付録として挿入されて、以後これが「プロ野球試合使用球に関する規則」として取り扱われている。この規則については、仮に各リーグ理事会の事前の委託により、事務局に制定の権限が与えられたと解する余地があるにしても、少なくとも事務局の最高責任者である加藤コミッショナーの決裁が必要と思われるが、そのような手続が踏まれた形跡はな

い。

イ ミズノとの契約の締結

2011年6月・7月頃、ミズノとの間で、統一球契約が締結された。同契約書の別紙として「6ダースの平均反発係数が0.4134を目標に製作し、0.4034～0.4234を許容範囲として認める」との記載がされていたが、当時、各球団の代表者ないし実行委員は、この事実を知らされていなかった。もっとも、各代表者ないし実行委員もこのとき、使用球規則において、平均反発力係数が0.4134～0.4374内に収まるべきことが定められていることについて、強い関心を持っていなかった可能性がある。

NPB G次長によると、契約書に上記許容範囲が設けられたきっかけは、NPB事務局が、ミズノに対し、反発係数の平均として0.4134を目指すことを求めたことであった。これに対し、ミズノ社は限りなく0.4134に近づけるという考えを表明しつつ、他方で、平均値をずばり0.4134にするのは難しい、出荷段階で計測するならともかく、各球場で無作為に抽出したものの平均を一致させるのは難しい¹⁸、等と述べ、NPB事務局に対し、一定の許容範囲を設けることを要求した。その結果、契約書においても、この趣旨のことが別紙中に記載されることになった¹⁹。

これに対し、反発係数に関する各球団への説明としては、実行委員会において、アグリーメントの下限である0.4134に近づけるという説明がなされていた。

(3) 積み残された問題

統一球制度の下では、アグリーメント上の許容範囲が存在することを前提に、コミッショナーが統一球として使用するボールを「指定」することとされている（アグリーメント第32条）。敷衍すると、統一球制度の導入前は、試合球の基準がアグリーメントないし使用球規則において定められていることを前提に、各球団からの申請に基づき、コミッショナーが試合球とすることを公認²⁰することにより、試合使用球が定められることとされてい

¹⁸ この契約書が締結された2011年6月・7月頃というのは、統一球が導入されてしばらく経った時期であり、後記3に述べるとおり、下限を下回る数値のボールの製造供給が常態化していた時期であった。ボールは、「生もの」と言われるとおり、外側を覆う部分が牛革で、最後の縫い上げは人手に頼る外なく、中身も100%ウールの糸巻き部分が大半を占める、保管、運搬時の温度や湿度等によっても若干の変化が生じることから、一定のばらつきが生じるのはやむをえなかった。規則による反発力係数の下限値を0.4134に据え置いたまま、同数値をわずかでも下回れば不適格球となる危険のある状況下で、規格に合った統一球を供給し続け、しかも平均値を0.4134に近づけるのは、困難であったと推測される。

¹⁹ この契約締結とほぼ時を同じくして、プロ野球使用球に関する規則の改正も行われたが、反発係数に関しては従前同様の規定が据え置かれ、特段の見直しは行われなかったことにつき、前記ア参照。

²⁰ より正確には、使用球規則よりも前に各リーグに存在した「プロ野球試合使用球の公認に関する規則」により、コミッショナーが試合使用球の製造・販売業者を承認することとされていた。そして、その公

た。これに対し、統一球導入後は、球団からの申請及びそれに対する公認という手続に代替するものとして、コミッショナーによる「指定」行為が必要とされることとなったと解される。

コミッショナーによる「指定」行為がいかなるものであるべきかについてはアグリーメント上直接に規定されていない。しかし、「指定」はコミッショナーが野球協約に基づき委嘱された職権及び職務の一環として（野球協約第8条）、アグリーメント及びこれに付属する使用球規則で定められた反発係数の範囲（同規則第2条1.）内でその仕様を具体的に定めるものであることからすると、統一球の仕様の具体的内容を各球団に直接に通知し、あるいは、実行委員会で報告するなどして、12球団が認識可能な適宜な方法により周知することが必要であったと解される。

本件においては、統一球導入に関する発表会の開催及び席上での統一球の仕様についての公表、統一球へのコミッショナーの署名とNPB承認マークの押捺等が公表され、実際にもその仕様のボールが2010年シーズン終了後から各球団に提供されることになった。やや時期はずれることになるが、2011年6月・7月頃には、ミズノとの間で統一球契約が正式に締結され、そこに添付された別紙の中でも、詳細な仕様が明記されたこと等を総合すれば、これをもって事実行為としてのコミッショナーによる「指定」が為されたと解することも可能であろう。しかしながら、その後も、試合球の反発係数がアグリーメントの定める反発係数の下限を下回ることの常態化という問題は解消されていなかった。さらには、上記事実行為としての指定が使用球規則第1条の「指定」であることの明示を欠いていたため、ミズノとの契約における反発係数の許容範囲がアグリーメントに違反し、実際にも、同契約に基づいて供給されるボールがアグリーメント違反の状態で使用される状況が表面化することを阻む役割を担っているという影の部分の重く引きずることとなった²¹。

3 統一球導入の結果及び反響

(1) 導入後の反発係数の推移

2011年シーズンに統一球が導入されて以降、公式に行われる反発係数検査は、2011年に4回、2012年に3回の計7回実施されている。

各検査結果は、次表のとおりである。

認製造・販売業者によって製造・販売される試合使用球を「公認球」と呼んでいたようである。

²¹ この問題は、一部のNPB事務局員を除き、機構の理事会や野球組織の実行委員会の構成員等にも認識されず、仕様変更問題が浮上した2013年6月11日、選手会との折衝の中で下田事務局長が打ち明けたことによってようやく表面化したのであった。このような事態は、NPB事務局の当初の思惑には沿うものであったとしても、結果として問題を一層複雑かつ深刻なものにしたことは否めない。もし、統一球の指定が、アグリーメント及びその付録たる使用球規則の規定に添って適切に行われ、かつ、そのことが透明性をもって開示・公表されていたら、その後の展開は大きく異なるものとなっていたはずである。

2011年 第1回検査 (5月9日実施)	0.411
2011年 第2回検査 (6月29日実施)	0.411
2011年 第3回検査 (9月8日実施)	0.408
2011年 第4回検査 (10月12日実施) ²²	0.405
2012年 第1回検査 (4月11日実施)	0.409
2012年 第2回検査 (6月18日実施)	0.411
2012年 第3回検査 (8月17日実施)	0.406

以上の各検査結果は、いずれも契約上の許容範囲 (0.4034～0.4234) 内の数値ではあるものの、アグリーメント上の許容範囲 (0.4134～0.4374) からは逸脱する数値である。

(2) 球団関係者からの反響

ア 12球団間での「統一」を図ったことについて

球団間で試合球を統一することにより試合や選手に与える影響という観点からは、取り立てて問題視する球団関係者は見られず、統一球導入の目的の1つである「球団ないし球場間での不公平をなくす」という点に関しては、球団関係者の間に違和感なく受け入れられ、浸透していたということができる。

イ 低反発であること（“飛ばない”こと）について

これに対し、反発係数を下げたことに関しては、2011年レギュラーシーズン終了前後以降、特にセ・リーグ理事会において、旧統一球の評価について、見直しの可能性を含む意見交換がなされており、また、2012年レギュラーシーズンが終了したのちに実施された12球団に対するアンケートの際に各球団が提出した意見書においても、旧統一球に関する意見表明がされている²³。

旧統一球について、見直しの必要性を説くものとしては、要旨、次のような意見が見られた。

²² 統一球導入時、公式に行われる反発係数検査は、1シーズン中に3回実施されることが想定されていた。しかし、導入初年度である2011年の第3回検査の際、平塚球場から抽出されたボールの反発係数が、0.401という極めて低い数値を示した。この数値は、統一球の導入前後を通じて、最低の数値である。この数値を受け、NPB D野球規則委員は、同年第4回目の検査を実施することを決め、2011年10月12日に同年第4回目の検査が実施された。

²³ もっとも、NPB事務局に対してアンケートへの上として正式な意見書を提出したのは、6球団にとどまっている。

- ① ホームランや得点が減り、試合が盛り上がらなくなった。また、試合が盛り上がらないことと並行して、飲食の売上も減っている。
- ② 打者不利は否めない事実であって、野球が「小型化」したことにより、「面白くないプロ野球」となっている。ファン離れにも繋がるおそれがある。
- ③ 一流投手と二流投手との差がなくなった。
- ④ 球団経営面からは、近年すでに観客動員やテレビ視聴率が低迷しているところ、マスコミのアンケート調査において、統一試合球の導入に伴い「試合の見所が減った。」「盛り上がりには欠ける。」という声が多く、ファンの野球離れに拍車がかかるおそれがある。
- ⑤ 投手の防御率は2010年までと比較して両リーグとも大きく下がっており、投手成績全体が統一球によって押し上げられている。特に失点は、セ・リーグ、パ・リーグともに約25%も減っており、攻撃面から見ると、導入前と比較し、4分の1の「得点シーン」が失われた。野球の面白みという観点からは問題がある。
- ⑥ 統一球導入前と比較して、本塁打数が、セ・リーグでは約43%、パ・リーグでは約42%減少した。本塁打はファンを興奮させる「野球の醍醐味」であるが、それがこれ程まで低下したことには問題がある。
- ⑦ プロ野球には、エンターテインメントの側面もある。そのため、エンターテインメントとしての部分を何割か考慮に入れていくことも当たり前ではないだろうか。

これに対し、見直しに消極的な意見としては、次のようなものが見られた。

- ① 力のない打者の擦ったような打球がオーバーフェンスしてしまうような試合球はよくない。
- ② むしろ、2010年までのボールが飛び過ぎたのであり、現行のボール（旧統一球）こそ、世界に通用するスタンダードなのではないか。面白くないとの理由だけで国内だけ異なるボールを使用するようでは「国際的スポーツ」とはいえない。
- ③ （2011年、2012年シーズンを終え、）2シーズンを通して選手が統一球に慣れてきているため、更なる仕様変更は、選手の戸惑いの原因となる。確かにホームランの本数は減少したが、ジャストミートした打球はホームランとなっているのであって、選手の育成という観点からも現行（旧統一球）のままがよい。

以上のとおり、球団関係者の意見としては、旧統一球について見直しの必要性を訴えるものと、見直しに対して消極的な評価をするものの双方が存在した。

もっとも、球団単位でみた場合、少なくとも、2012年シーズンが終了した段階では、統一球の見直しを求める球団が多かった。

(3) 選手からの反響

ア 球団間での「統一」を図ったことについて

球団間での「統一」を図った点については、おおむね好意的に受け取られていた。

統一球導入前は、各球団が（一定の手続を経たうえで）、メーカーと個別に契約し、任意に試合使用球を定めていたところ、各メーカー間で、皮の質や、縫い目の高さ等のボールの仕様が異なっていた。そのため、統一球導入前は、たとえば、投手であれば、指先の感覚を養うため、次回登板予定の球場で使用されるボールを事前に取り寄せて練習するということが行われていた。統一球が採用されたことにより、そのような作業が必要でなくなったため、球団間での「統一」という観点から見れば、投手にとって統一球の導入は、おおむね好意的に受け取られていた²⁴。また、野手（打者）においても、「統一」を図ったことについての否定的な見方は、少なくとも、本件調査検証の過程においては、聞かれなかった。

イ 低反発であること（“飛ばない”こと）について

これに対し、反発係数を落とし、国際球との格差を縮めるという観点からは、次のとおり、賛否両論の評価がなされた。

まず、投手側の立場からは、次のとおり、比較的、肯定的な評価が多く見られた。

- ① 攻め方のバリエーションが増えた。すなわち、打った瞬間にスタンドまで持っていかれたと思った打球が、実際にはフェンス際で失速してアウトになることがある。そういうことが分かっていたら、前向きに攻めることができ、心理的な影響も大きい。
- ② 統一球導入前であれば、ホームランバッターを敬遠して次のバッターで勝負した場面であっても、飛ばないボールであるから敬遠せずに勝負に行くということもあり、戦略の幅が広がった。
- ③ 特に、パ・リーグは全体的に球場が広めなので、あまり力のないバッターに対しては、真っ向勝負ができることが増えた。また、インコースを引っ張ってホームランということが少なくなったため、インコースに投げやすくなった。

²⁴ 皮の質が変化したことにより、統一球の導入当初、統一球に馴染むまでに時間を要したとの意見は見られたが、統一したこと自体に関する否定的な見解は、少なくとも、本件調査検証の過程では、見られなかった。

しかし、投手側の立場からも、次のような否定的な評価も見られた。²⁵

- ① 本塁打が減り、プロ野球としての醍醐味が減った気がする。
- ② 投手の技術に関係なく抑えることができるので、プロとして寂しい気がする。

以上に対し、野手（打者）側からは、次のとおり、否定的な評価が多く見られた。

- ① 2010年までであればスタンドインしたとを感じる打球が、実際には失速して、アウトになったりした。
- ② 打球が転がる速度にも違いが見られ、2010年までであれば外野に抜けていたと感じるゴロが内野手に捕球されたことがあった。
- ③ 打感が重くなり、打っていてバットが折れやすくなった。

野手（打者）側の意見としては、「芯できちんと捉えれば、そんなに気にならない」との意見も見られたものの、積極的に旧統一球に賛同するという意見は、ほとんど見られなかった。

ウ 選手会からの申入れ

以上のような選手の意見を踏まえ、2012年4月24日、選手会は、NPBに対し、野手（打者）側はもちろんながら、投手側としても見直しを望んでいるとして、旧統一球のより飛ぶ方向への見直しを申し入れている。

4 統一球の仕様変更の経緯

(1) 統一球の見直しの検討開始

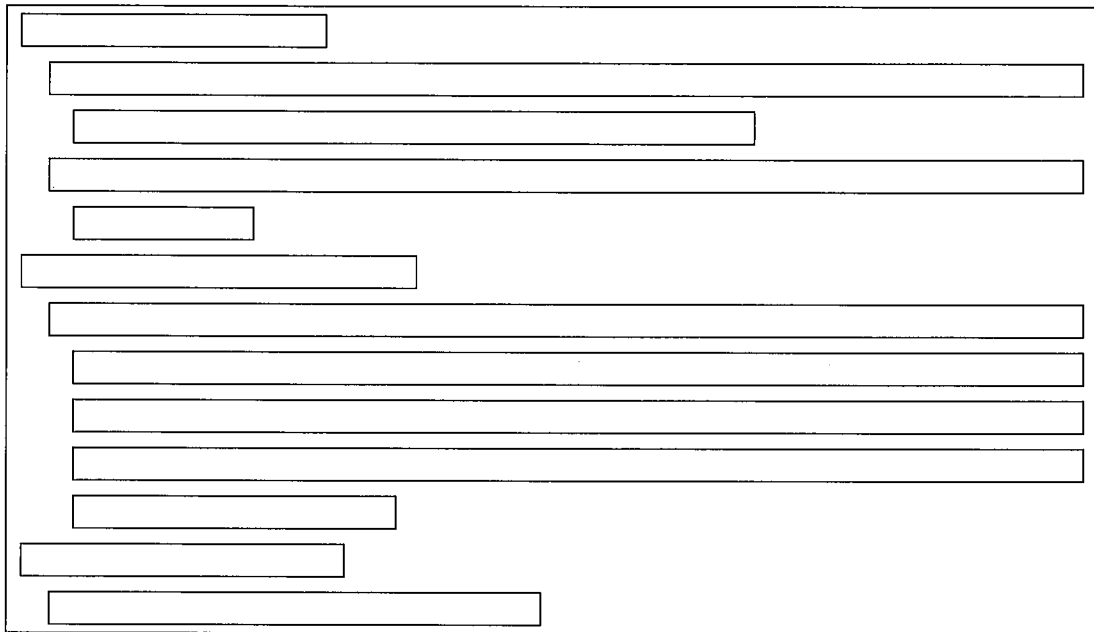
ア セ・リーグ理事会での議論

統一球については、その導入時から、賛否様々な意見が出るのが予想されていたため、ある程度の期間を経過した時点で、導入の結果について検証を行うことが関係者の共通認識であった²⁶。

²⁵ 反発係数を下げたこと以外の観点からも、「本来、WBCなどの国際試合で選手の違和感をなくすことが目的であったにもかかわらず、実際には、WBCで使用するボールと統一球とは違うため、当初の目的を達成できていない」との否定的な意見も見られた。

²⁶ この点、導入時に明確に決議等がなされているわけではないが、NPB関係者の多くは、導入後2年間

2012年1月24日開催のセ・リーグ理事会において、NPB 大柿部長が、昨シーズンにおける統一球の検証結果として、記録データ面の検証内容と選手の感想・要望内容等について報告を行った。理事からの発言の概要は以下のとおりだった。



結局、理事会としては、ミズノから検証結果を提出してもらい、それを見た上で検討することになった。

イ 統一球に関する研究結果

その後、NPB 事務局のセ・リーグ運営部職員がミズノに統一球の検証結果の提出を求めたところ、2012年1月26日頃、ミズノはNPB 事務局に対し、それ以前に入手していた福岡工業大学の研究グループによる統一球の研究結果（統一球は、従来のボールに比べて約3メートル飛ばない上、従来のボールより空中抵抗が多いため、弾道が低く、空中での変化も増すなどの内容）を提出した。

この研究結果は、2012年3月1日開催のセ・リーグ理事会及び同日開催の野球組織実行委員会の席上で報告されたが、それに関する議論は特に行われなかった。

の結果を検証し、必要があれば見直しを行うものと認識していた。もっとも、この「2年間」のとらえ方については必ずしも一致しておらず、2年間の検証を経て3年目以降に仕様変更を実施するというとらえ方もあれば、2年間の検証を経て見直しを行うとしても3年目の実施は事実上無理であり、実際の実施は4年目以降になるというとらえ方もあった。

ウ 車両検の検査結果とコミッショナーへの報告

2012年3月30日にセ・パ両リーグの公式戦が始まり、同年4月11日、それ以前からNPB事務局の依頼で統一球の反発係数検査を行っていた一般財団法人日本車両検査協会（車両検）により、6球場に供給されていた統一球につき第1回目の反発係数検査が行われた。その検査結果は、最低値が0.407、最高値0.412で、6球場の平均値は0.409となり、アグリーメント上許容されている反発係数の下限である0.4134を下回るものであった。

NPB D規則委員は、加藤コミッショナーに対して、上記検査結果を報告した。加藤コミッショナーは、反発係数の最低値が0.407、最高値が0.412であり、その高低差が0.005にすぎなかったことから、ボールの品質が安定していることを肯定的に評価したにとどまり、平均値がアグリーメント上の下限を下回っていることについては特段の指摘はしなかった。また、NPB D規則委員も、平均値がアグリーメント上の下限を下回る点について、加藤コミッショナーに対し特に意見を具申することはしなかった。

他方、NPB G次長は、球団関係者、選手、マスコミ関係者らから、昨シーズンはそれ以前に比べてボールが飛ばず、ホームランが少なくなり、ロースコアの試合が増え、面白みが減ったなどとの話を聞くことが多かったのに、2012年シーズンが開幕しても、その状況が続いていたことから、将来に備えて、統一球の仕様変更も検討しなければならないと考えるようになった。

エ 統一球仕様変更のための試作球の製造依頼

2012年4月中旬頃、NPB G次長は、実質的な直属上司である下田事務局長と相談した結果、ミズノに対し統一球の仕様を変更したボールの試作を依頼することになり、同月19日頃、ミズノA部長に電話して、その旨の試作を依頼した。

オ 選手会との事務折衝における意見交換

2012年4月24日、NPB選手関係委員会と選手会との事務折衝が行われた。その席上、新井貴浩選手会長（当時）から、統一球に関して、以下のとおり、より飛ぶボールに変更することを望む趣旨の発言があった。

「昨年、今年と投高打低になっている。興行として、これでいいのか。野球は点取りゲーム。動きのある試合をファンに提供しないといけない。このままではファンの足が遠のく。」

「ファンにどういう試合を提供するのかという視点に立って、使用球の反発問題を検討して欲しい。」

これに対し、NPB選手関係委員会の鈴木清明委員長（機構理事、広島カープ）が以下の

とおり意見を述べた。

「飛ばないからと言って、すぐ反発係数を上げるのではなく、打者がどう対応してくるか、もう少し様子を見たい。」

この場には、下田事務局長も同席し、新井貴浩選手会長の要望内容を聞いていた。

(2) ミズノによる試作球の製造開始

ア 試作球製造依頼

2012年4月25日頃から同月27日頃にかけて、NPB G次長とミズノ A部長は、統一球に関する打ち合わせを行った。このとき、ミズノ A部長は、現在の低反発ゴムの割合を、NPB事務局に当初説明していた %の半分である %と説明し²⁷、さらにその約半分 (%) 及び約4分の1 (%) の割合で試作することが一旦決まったが、後日、現在の割合が %であると訂正したため、結局は、その半分である %及び約4分の1である % (%ではない) で試作することとなった。

その後まもなく、ミズノ A部長は、ミズノの商品開発担当者に統一球の仕様を変更したボールの試作を依頼した。同開発担当者は、2012年5月下旬頃、試作を行った結果を書面にまとめ、ミズノ A部長に対し、試作品を添えてこれを渡した。

イ 試作品の提出

2012年5月下旬頃、ミズノ A部長は、NPB G次長に対して、試作品を送るとともに、試作結果を記載した書面をメール送信した。

(3) 統一球仕様変更の検討の一時中止

ア セ・リーグ理事会及び社長懇談会

2012年5月14日開催のセ・リーグ理事会において、統一球についての意見交換が行われた。その際、NPB セ・リーグ運営部 E課長が、同年4月11日の前記反発係数検査結果を紹介し、従来の試合使用球は 0.4134～0.4374 基準値としていたが、現在の統一球は従来の下

²⁷ ミズノ A部長が低反発ゴムの割合を %と説明した理由については、ミズノ A部長からの説明を踏まえてもなお、解明することはできなかった。なお、ミズノ A部長のノートには、その後も低反発ゴムの割合を %と記載している部分がある。

限值 0.4134 を中心に 0.4034～0.4234 に設定されている旨説明した。NPB E 課長は同意見交換の主要なテーマが統一球とメジャーリーグ試合球との比較であったために、アグリーメントとの関係については特に言及せず、出席理事らも平均反発係数がアグリーメントの許容範囲を逸脱する結果となっていることに気付かなかった。

同理事会では、以下のとおり、仕様変更を期待する意見が相次いで述べられた。

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

これに対し以下のとおり慎重意見も出たが、少数にとどまった。

[Redacted]
[Redacted]

結局、この理事会では意見がまとまらず、NPB 大柿部長が「事務局、球団共にいろんな角度からの検証が必要だ。」と述べて検証を行う考えが示されるにとどまった。

また、翌日である 2012 年 5 月 15 日開催のセ・リーグ社長懇談会²⁸では、「プロ野球の営業のためにも、もう少し打ち合いになるよう統一球を飛ばすようにしていく方がよい。公には変えたと言わずに、芯を変えてはどうか。」との意見が多かったが、一方で、「5 年間程度はこのまま続けるべき。」との現状維持意見もあり、結論は出ないままとなった。

NPB セ・リーグ運営部大柿部長は、同理事会や社長懇談会での議論がセ・リーグ内限りの議論とされていたことから、加藤コミッショナーや下田事務局長らには報告しなかった²⁹。

これに対し、パ・リーグ理事会では、統一球の仕様変更に関する特段の議論は行われていなかった。

²⁸ セ・リーグ懇談会の議事メモには要旨のみが記載されており、発言者名や詳細な議事内容が記載されていない。その後に開かれたセ・リーグ懇談会の議事メモも同様である。

²⁹ NPB 大柿部長は、加藤コミッショナーや下田事務局長らに報告しなかった旨明言している。もっとも、加藤コミッショナーも下田事務局長も、球界関係者と話す機会は多いのであるから、球界関係者からセ・リーグ理事会やセ・リーグ社長懇談会の内容を聞いた可能性は否定できない。

イ 加藤コミッショナーの指摘と仕様変更見送り

2012年5月下旬頃、NPB G次長は、加藤コミッショナーと統一球について話す機会があり、同コミッショナーから「飛ばないからといって飛ぶボールに変えれば、打者の技術の進歩を妨げることになる。」との趣旨のことを指摘された。そこで、NPB G次長は、このことを下田事務局長に報告して、統一球の仕様変更についての検討をいったん凍結することとし、同年6月中旬頃、ミズノA部長に対して、統一球の仕様変更を見送ることを伝えた。

ミズノA部長は、前記(2)の試作の依頼を受けた後、工場関係者に指示して統一球の生産を控えさせていたが、仕様変更見送りの方針を聞いて、生産再開を指示した。

(4) 仕様変更の検討を再開するまでの状況

ア 検査結果が平均反発係数の下限値を下回ることの常態化

2012年6月11日開催のセ・リーグ理事会では、NPB大柿部長が、上記(3)記載の同年5月15日の社長懇談会で行われた統一球に関する意見交換の内容を紹介したが、特段の議論は行われなかった。

2012年6月18日、車両検により6球場の統一球につき第2回目の反発係数検査が行われた。その結果は、6球場の平均値が0.411で、前回の0.409よりも数値は上がったが、依然としてアグリーメントの下限である0.4134を下回るものであった。

2012年8月3日のセ・リーグ理事会では、が、ファンクラブの会員を対象として行ったアンケート結果を紹介した上で、「ボールのスペックを変更するしかないのではないか。」との意見を述べた。しかし、その後の話題は新しいファン層開拓に関するものとなったため、統一球の仕様変更に関する議論は持ち越しとなった。

イ 加藤コミッショナーへの報告

2012年8月17日、車両検により同シーズン第3回目の統一球の反発係数の検査が実施されたが、6球場の平均値は0.406であり、アグリーメントの下限値0.4134を大幅に下回り、最高値の0.412でさえも上記下限値を下回った上、最低値は0.403で、ミズノとの契約による許容範囲の最下限値と等しいものだった。その他の球場についても、0.404という低数値が2か所あった。

その直後頃、NPB D規則委員は、その検査結果を加藤コミッショナーに報告したが、検査結果がミズノとの契約の範囲内に収まっていることを報告したにとどまり、平均反発係数がアグリーメントの下限値を大幅に下回っていることまでは説明しなかった。加藤コミッショナーからも、その問題を特に意識した発言はなかった。

ウ オーナー会議における意見等

2012年7月12日開催のオーナー会議では、統一球が導入されてから得点が少なくなっているとの指摘[]や、統一球について検証を行うべきであるとの指摘[]がなされた。

また、下田事務局長は、2012年9月前後に、12球団のオーナーと面会してヒアリングを行っているが、その際、[]オーナーから、統一球により得点が少なくなり試合が面白くなっていると言われている、という意見を伝えられた。

エ セ・リーグ理事会等における意見交換

2012年8月27日にセ・リーグ社長懇談会が開かれたが、統一球に関する議題は出ておらず、ファンの意識調査やアンケートに関して、「アンケートでは、『打撃戦が見たい』『ホームランの後に皆で盛り上がる時が一番楽しい』との意見が多かった」との紹介がなされた程度であった。

2012年9月3日のセ・リーグ理事会では、同年8月27日の上記社長懇談会の内容の紹介に関して、NPB 大柿部長から「ある時期からボールが飛び出した印象があるようで、ミズノが裏で調整したのではないかという声があった。」旨述べた³⁰。それに対して、一部の理事から「そのあたりの調査はしていないのか。」との質問がなされ、NPB E 課長が「定期的なボール検査しかしていない。当然、ボールは古い方から使用していくし、そのうちに気温も上昇してきたことも原因の一つだと思う。」旨述べた。その後は、別の話題となったため、仕様変更に関する議論には至らなかった。

³⁰ 当委員会は、この点に関し、ミズノ工場幹部の判断によって統一球の低反発ゴムの割合がNPB事務局に対して説明されていた数値（[]%）よりも高い[]%に変更されていた事実に鑑み、同様にして[]%に再変更された可能性があり得るのではないかとの観点からも調査を行ったが、ミズノ工場幹部は、[]%への再変更はしていない旨供述している。

5 統一球の仕様変更の状況

(1) 統一球のゴム芯を変えずに反発係数を上げることの検討³¹

ア NPB 事務局における仕様変更への動き

2012年8月下旬ないし9月初め頃、NPB G 次長は、NPB D 規則委員から聞いた上記4(4)記載の同年8月17日の検査結果に関して、アグリーメント上の下限値と比較すると、あまりにも平均反発係数の数値が低すぎるため是正の必要があると感じ、下田事務局長に相談した。

その結果、ミズノに対し、統一球のゴム芯までは変更しないという前提で、糸の巻き方等を工夫することにより、平均反発係数をアグリーメントの下限の0.4134程度まで上げるよう調整（仕様変更）を依頼することになった。

イ ゴム芯を変えずに反発係数を上げる検討

2012年9月5日頃、NPB G 次長は、ミズノ A 部長に対して、「ボールの反発係数の検査結果があまりにも低すぎる。平均値が0.413になるように、糸の巻き方などの工夫によって、反発係数を上げるよう調整してほしい。」旨話して調整（仕様変更）を依頼した。

その頃、ミズノ A 部長は、ミズノ研究開発担当者に対して、NPB G 次長からの上記依頼内容を伝えて、検討を依頼した。

そして、2012年9月中旬頃から下旬頃にかけて、ミズノ工場において、ゴム芯を変えずに反発係数を上げるための試験等が行われた。

2012年10月9日頃、ミズノ A 部長は、同社商品開発担当者らと協議したが、その際にも、ゴム芯を変えずに、毛糸の量等の調節によって反発係数がアグリーメントの下限値の0.4134となるように目指すことを前提に検討を行った。

そして、それらの検討結果が出る前に、(2)以下に述べるように、ゴム芯を変えることによる仕様変更に向けての動きが始まった。

³¹ ミズノ A 部長からは本文記載のとおり説明を受けたが、ミズノの説明によれば、2012年9月に行われた試験は、前記のとおり、b%統一球を用いたものであったとのことである。

(2) 下田事務局長が統一球の仕様を変更する意思を固めた経緯など³²

ア アグリーメント上の下限値を下回る検査結果への懸念

下田事務局長は、2012年シーズンに行った3回の統一球の平均反発係数検査結果がいずれもアグリーメント上の下限値0.4134を下回り、特に同年8月の検査では、前記4(4)記載のとおり、下限値を大幅に下回る0.406であったため、アグリーメント上の許容範囲を逸脱することが常態化しているとの認識から、それを解消する必要があると強く感じていた。

そこで、下田事務局長は、2012年10月下旬頃までの間に、平均反発係数を本来の目標値である0.4134となるようにするためには、ゴム芯を変えるなど仕様変更をする必要があるとの考えを固めるに至った。

イ 球団関係者の声への配慮

一方で、下田事務局長は、球団関係者らと情報交換する機会も多かったことから、ボールが飛ばないことによって本塁打が減り、ロースコアの試合も増え、面白みも減って、観客動員など球団経営にも影響する事態となっていることを認識し、多くの球団が統一球の仕様を変更してもっと飛ぶようにして欲しいと期待しているものと理解するに至った。下田事務局長としては、2011年シーズンは統一球導入初年度なので選手の慣れの問題もあり、打撃成績が低くなることを覚悟していたものの、2012年シーズンも同様の傾向が続いたことから、もはや選手任せにするだけでは足りず、対応策を講じる必要があると考えた。

下田事務局長の立場としては、統一球導入以前であれば各球団の問題として静観すればよかったけれども、統一球導入によってボールがいわばNPBの管理下に置かれており、ボールが飛ばないことの原因がNPBにあると理解し、この事態を打開する責任がNPBにあると考えるようになった。

ウ 統一球導入のコンセプトとの関係

下田事務局長は、統一球の平均反発係数につき、アグリーメント上の許容範囲の下限値を下回ることが常態化していた事態を改めて、同下限値をやや上回る程度に引き上げることは、アグリーメント違反の状態の解消につながるとともに、統一球導入のコンセプトにも合致するものであり、加藤コミッショナーの意向にも反しないとの自分なりの理解を強め、かつ、多くの球団が仕様変更を望んでいるとの判断もあって、統一球の仕様を変更することの支障は少ないと考えるに至った。さらに、アグリーメントの下限値をやや上回る程度までの反発係数の引き上げであれば大きな変更とはいえず、選手らに気付かれずに実

³² 以下のア～エは、下田事務局長の供述を整理・要約したものである。

施することもできると考え、公表せずに実施することが可能であると判断するに至った³³。

エ 「事務局一任」を取り付けることを考えた理由など

そして、下田事務局長は、従来からの経験で、実行委員会等で協議しても、はっきりした結論に至らないことが多いとの思いを持っていたことに加えて、実行委員会等で仕様変更を協議した場合には情報を内部にとどめることができず、結局は仕様変更を公表することにつながるの考えもあったことから、仕様変更の具体的なやり方として、各球団から「事務局一任」を取り付けて密かに仕様変更を実施することとした。

その結果、下田事務局長は、以下の 3 点を基本として仕様変更の作業を進めることとした。

- ① 各球団から「事務局一任」を取り付けるに当たっては、変更するか否かを明言せずに進めること
- ② 統一球導入のコンセプトを実現すること、すなわち平均反発係数をアグリーメントの下限値をやや上回る程度の数値にすることを目標とし、大幅な仕様変更はせず、結果として、選手らが気づかない程度の変更にとどめること³⁴
- ③ 仕様変更については公表しないこと³⁵

オ NPB G 次長への指示

下田事務局長が、部下である NPB G 次長に対し統一球の仕様を変更することを打ち明けたところ、NPB G 次長も前記(1)記載のとおり統一球の仕様変更の必要性を感じていたことから、それに賛成した。そこで、下田事務局長は、NPB G 次長に対して、ミズノとの間で仕様変更の準備を進めるよう指示した³⁶。

³³ 下田事務局長の判断は、当時の統一球の低反発ゴムの割合が %であることを前提としたものであった。しかし、前記のとおり、当時の実際の割合は %であるところ、下田事務局長は最終的に仕様変更後の割合を %と決定しているため、客観的には大幅な仕様変更となっている。この事実を照らせば、下田事務局長にとっては、意図に反する予想外の大きな変更になったことは否定できない。

³⁴ 下田事務局長は、これについて「微調整」との表現を用いている。

³⁵ 公表しないことの理由としては、本文に述べた以外に、公表すれば、2年間もアグリーメント違反の状態を放置していたことが表沙汰になるため、それを避けたいとの思惑もあったと推測し得る。

³⁶ 子細に検討すると、下田事務局長と NPB G 次長との打ち合わせが不十分だったためか、この時点における下田事務局長と NPB G 次長の考えには多少ズレがあったように思われる。そうだとすると、下田事務局長の指示どおりに NPB G 次長が動いて本件仕様変更が実施されたことは明白である。

カ ミズノ A 部長への試作依頼

2012年10月26日頃、NPB G 次長は、ミズノ A 部長に電話し、「統一球の反発係数を上げるため、ゴム芯を変えるので、試作をして欲しい。」旨伝えて試作を依頼した³⁷。その際、ミズノ A 部長は、「3月末の開幕に間に合わせるのであれば、遅くとも11月末には結論を出してもらいたい。」旨述べ、同年11月末が仕様変更の最終期限であると説明した。

(3) 加藤コミッショナーの認識

ア NPB 事務局幹部職員との打ち合わせ

2012年10月下旬頃から同年12月上旬頃にかけての時期に開かれたNPB 部長会ないし会議事前打ち合わせの席で、下田事務局長が、加藤コミッショナーやNPB 事務局幹部職員に対して、統一球の仕様変更問題を野球組織の実行委員会等の議題とすることを提案し、参加者がこれを了承した可能性は高い³⁸。さらに、その席で、下田事務局長が、仕様変更について事務局一任を取り付けたい旨話し、出席者の了承を得た可能性も否定できないが、その場合であっても、出席者の間で、一任取付けの目的や趣旨（特に、前記(2)記載の3点を基本とすること）についてまでの相互理解が成立したかどうかは明らかでなく、少なくともこれを積極的に認めるに足りる証拠は見当たらない。

イ 「事務局一任」の趣旨・目的に関する共通認識の有無

仮に下田事務局長が打合せ会議等の席で、野球組織の実行委員会等で統一球の仕様変更問題を議題とすることを提案した事実があったとしても、加藤コミッショナー及び下田事務局長以外の幹部職員が、下田事務局長の真意まで理解していたかどうかは、また別の問題である。それが仕様変更を行うことに向けての一任取付けであるとか、大幅な仕様変更はせずに、選手らに気づかれない程度の変更にとどめるとか、あるいは変更の事実を公表

³⁷ ミズノ A 部長は、当委員会のヒアリングに対し、2012年10月26日にNPB G 次長から電話があったこと、その際同氏からボールをもっと飛ぶようにして欲しい旨求められたこと、「反発係数が0.415～0.420になるのが落とし所だと思う。そのためにはゴム芯の低反発ゴムの比率を今の %から、 %、 %に減らしたゴム芯を試作して反発係数を計って決めたい。」と告げられたことをミズノ社内に報告し、ゴム芯を試作して反発係数の検証をするよう依頼した旨供述している。

一方、NPB G 次長は、2012年10月26日に、ミズノ A 部長に電話をし、ゴム芯を変更して反発係数を上げるための試作をするよう依頼したこと自体は認めつつ、その依頼のきっかけについては、記憶はないと供述している。

³⁸ この点に関しては、これを裏付けるようなメモもあるものの、NPB 事務局幹部職員らの記憶も様々であり、明確な認定は困難である。

せずに行うこと等のことまで理解していたかについては、肯定する証拠はない。

(4) 2012年10月27日の代表者会議

ア 下田事務局長による「事務局一任」の提案

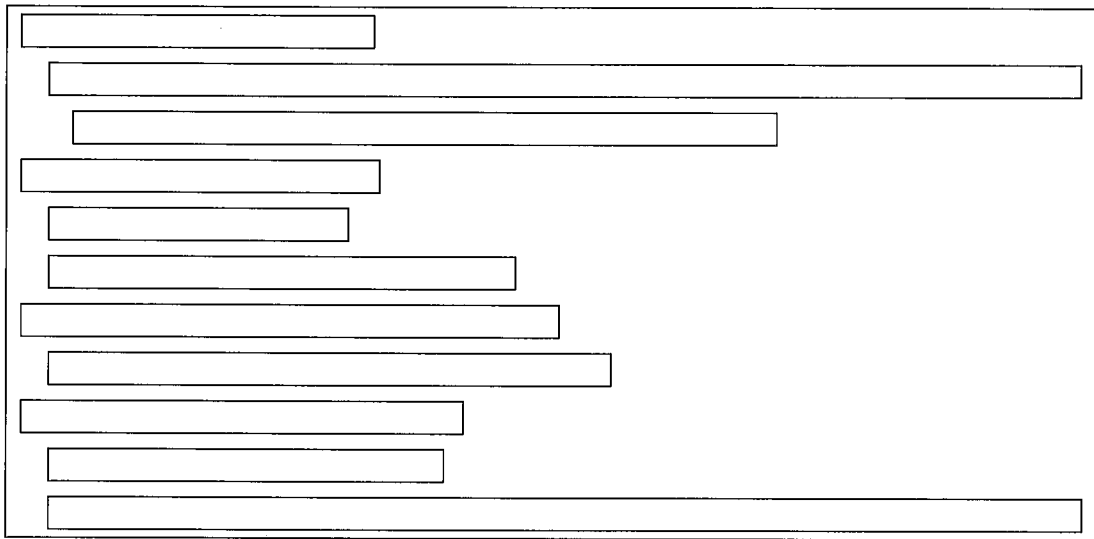
2012年10月27日、機構の理事会が開かれた後、加藤コミッショナーが日本シリーズに伴う公式行事への参加のため退席し、引き続き、12球団の実行委員らが出席して代表者会議が開催された³⁹。その席上、下田事務局長は、以下の旨発言して、統一球の仕様変更について事務局に一任するよう提案した。

「統一球については、2年間終わって検証することになっており、事務局で検証を続けている。各球団のご意見をお寄せいただき、検証の一環としたい。その上で事務局に一任していただきたい。」
「ボールを変えるというのは、対外的に発表するような話しではないと思うので、皆さんの意見を聞いた上で、事務局の方で決めることに一任していただければと思う。」
「我々も傍観していたわけではなく、ミズノには試作品を作ってもらったりしている。」
「ミズノとは3年契約だが、ボールの種類で契約しているわけではなくて、ボール供給を契約しているので、こちらから注文を出せば切替は可能だ。ミズノによれば、11月一杯に結論を出せば、3か月あれば来シーズン開幕に間に合うということだ。」
「ゴム芯の割合を変えれば、少しは反発係数を上げることができるかもしれない。ボールの高さとか触った感じはいじらないので、選手に対する影響はない。打感もあまり変わらないのではないかとミズノは言っている。」

イ 球団関係者の発言

これに対し、出席した実行委員等から以下の旨の発言があった。

³⁹ 当初は加藤コミッショナーも出席して野球組織の実行委員会として開催予定であったようであるが、加藤コミッショナーが上記事情で欠席したために、臨時の代表者会議として開催されたものようである。



この結果、この場では、事務局への一任を取り付けることはできなかった。

ウ 結論の先送り

上記の外、一部の実行委員からは「黙って変えちゃうのが一番いい。」との意見も出た。一方で、別の実行委員から「これだけの人が聞いて漏れないわけないでしょう。漏らすなと言っても漏れる。」などとの意見も述べられた。

これに対し、下田事務局長は「駄目ですよ、言っちゃ。」と述べて、出席者が情報を漏らさないように制止して、秘密裡に仕様変更したい考えをにじませた。

結局、ミズノの見解を提出してもらうこと及び2012年11月9日までに各球団から意見を提出してもらうことになり、結論は先送りとなった。

(5) 仕様変更による試作品の製作など

ア ミズノ「NPB統一試合球品質について」の提出

2012年10月27日の代表者会議の直後頃、下田事務局長は、代表者会議の結果を部下のNPB G次長に伝え、ミズノに対して統一球に関する評価資料の提出を要請するよう指示した。NPB G次長は、そのことを電話でミズノ A部長に伝えて、当該資料の提出を依頼した。

2012年10月31日頃、ミズノ A部長は、NPB G次長に対して、「NPB統一球とMLB球との性能比較」と題する資料等2枚をメールで送付した。

2012年11月13日頃から翌14日頃にかけて、NPB G次長とミズノ A部長は、「NPB統一試合球品質について」と題するミズノの意見書の内容についてメールのやり取りにより協

議した。この意見書は本来ミズノが作成すべきものであったが、NPB G 次長が、文章を付け加えたり、修正したりして大幅な手直しをした上で、ミズノ A 部長がその内容で完成させた。その結果、その意見書は「ミズノとしては、反発係数を下限いっぱいの数値で製造しており、MLB 球ほどの低反発の数値は達成していないものの、NPB の発展に適した使用球供給を指示してくれれば、それに従う」との内容になった⁴⁰。

また、その意見書は、当初は NPB G 次長宛であったが、2012 年 11 月 16 日頃、下田事務局局長宛に修正したものが下田事務局長にメール送信された。

イ 球団意見書の提出

他方、2012 年 11 月 5 日頃から同月 9 日頃にかけて、両リーグの計 6 球団が NPB 事務局に対して意見書を提出した。

このうち、読売巨人軍、阪神タイガース、福岡ソフトバンク、オリックス野球クラブの 4 球団が「見直し必要」という意見であった。中でも、読売巨人軍は、詳細なデータを多数引用した上で、「2013 年シーズンから『新基準による統一球』での試合運営を要望します」、「検証結果も踏まえ、巨人軍は試合球について、製造過程で反発力係数の設定見直しを行うなど、統一球の質の改善を強く求めます。」との意見を述べた。

他方で、楽天野球団は「現行維持」意見であり、広島カープは両論併記（意見書を送信したメールの本文には、メジャーと同等であれば来年は現状維持でよいという意見が記載されていた。）であった。

ウ 試作球の反発係数

ミズノによる統一球の仕様変更のための試作に関しては、2012 年 11 月 8 日頃、上海工場に対して試作の指示が行われ、その頃から同月中旬頃にかけて、ゴム芯の低反発ゴムの割合を、%からその半分まで順に低下させた%、%、%の 3 種類として試作球を製作した。また、同月 13 日頃にはミズノ A 部長が上海に出張し、上海工場関係者との仕様変更の打ち合わせを行った⁴¹。

ミズノは、2012 年 11 月 13 日頃以降、これらの試作球を国内に搬入し、国内工場の検査装置で反発係数の検査を行うとともに、同月 20 日には車両検に試作球を持ち込んで検査を

⁴⁰ NPB G 次長による意見書の大幅な手直しは、統一球の仕様変更を念頭に置いたもののようにも感じられるものの、そこまでの意図は読み取れないとみる余地もあるところ、同次長は字句の修正にすぎないと説明している。

⁴¹ この上海出張の際の 2012 年 11 月 16 日頃に、ミズノ A 部長は、工場関係者から、統一球のゴム芯の低反発ゴムの割合が、2010 年 12 月以後、%から%に変更されていたとの説明を受けたようである。

依頼し、反発係数の検査を行った。車両検での検査結果は、下表のとおりであった⁴²。

試作球中の低反発ゴムの割合	平均反発係数
<input type="text" value="c"/> %	0.414
<input type="text" value="d"/> %	0.415
<input type="text" value="e"/> %	0.422

(6) 2012年11月19日のNPB実行委員会

2012年11月19日開催の実行委員会では、加藤コミッショナーが議長を務め、12球団の実行委員が出席し、陪席として下田事務局長らも出席した。

その時点では、上記のとおり6球団の意見書しか提出されておらず、残りの6球団の意見が出ていなかったためと思われるが⁴³、下田事務局長は、ミズノA部長作成にかかる上記(5)記載の意見書及び「NPB統一球とMLB球との性能比較」と題する資料等を提出し内容を紹介しただけで、統一球の仕様変更に関する話は持ち出さなかった。

(7) 統一球の仕様変更の決定及びミズノへの指示

ア NPB事務局での打合せ

2012年11月21日頃、ミズノA部長は、NPB事務局を訪れ、NPB G次長と2人で統一球の仕様変更について打ち合わせを行った⁴⁴。その際、NPB G次長は、「ボールの反発係数を2年かけて徐々に上げたい。最多本塁打が50本程度になるくらい、3割バッターが10人くらいになるのが理想である。反発係数を上げることはNPBでも下田事務局長しか知らない程度に秘密保持し、もちろん球団にも知らせないので、選手が気づかない程度にしたい。

⁴² 当時の統一球のゴム芯の低反発ゴムの割合は、客観的には%であったが、NPB事務局側は%と認識していた。ミズノA部長は、2012年11月16日頃にミズノ工場幹部から実際には%であることを打ち明けられていたようであるが、半信半疑であり、そのことをNPB事務局側には知らせていなかったと述べている。

⁴³ この実行委員会における下田事務局長の発言内容からは、そのように理解することが可能である。しかし、下田事務局長は、この実行委員会開催に当たって、意見書を提出していない各球団に事前に催促し、意見書を提出させたり、意見書を提出しないことを確認したりして、この日の実行委員会において統一球の仕様変更に関して「事務局一任」の取り付けを提案することもできたはずである。下田事務局長がそうしなかった理由についても調査したが、下田事務局長の説明内容は曖昧であり、解明するには至らなかった。

⁴⁴ ミズノA部長が訪問した直接の目的は、バットに関する件であり、最初は、NPB G次長の外、バット工業会関係者、NPB総務部F主任及びNPB D規則委員を交えての、バットの件について打合せがあった。その後、三人が退席し、NPB G次長とミズノA部長が、統一球の件について話すこととなった。

ボールの印刷は全く変えない。来シーズン公式戦から反発係数を上げたボールに一斉に切り替えたい。」旨依頼した。

それを聞いたミズノ A 部長は、仕様変更が秘密裡に進められることを知り、NPB G 次長だけではなく下田事務局長の考えも確認しておく必要があると考え、「26 日に訪問して最終的な詰めをしたい。そのときには、下田事務局長の考えも聞きたい。」旨要望し、NPB G 次長もこれを了承した。

イ 再度の打合せ

2012 年 11 月 26 日午前 11 時頃、ミズノ A 部長が NPB 事務局を再度訪れ、下田事務局長及び NPB G 次長と統一球の仕様変更について話し合った⁴⁵。NPB G 次長は、ミズノ A 部長との従前の打ち合わせ内容を下田事務局長に説明し、それを受けて、下田事務局長がミズノ A 部長に統一球の仕様変更を指示した。

ゴム芯の低反発ゴムの比率をどうするかについては、3 つの試作品のうち最も高い比率である % を除外した上で、残った % か % のいずれかにすることとなったが、その場では結論に至らず、「 % にする可能性が高いが、最終的な結論は後日 NPB から連絡する」ということで終わった。その際、下田事務局長及び NPB G 次長から、ミズノ側出席者両名に対して、「この件は公にしないので、秘密厳守を徹底して欲しい。ミズノから外部に漏れないようにして欲しい。」旨、念押しの発言があった。

さらに、その席で、ミズノ A 部長から「この件は、コミッショナーはご存じですか。」との質問がなされたところ、下田事務局長が、「コミッショナーも出席する実行委員会で事務局一任を取り付けるので、問題はない。」旨答えるといったやり取りがあった可能性がある^{46 47}。打合せが終了した後、下田事務局長は、NPB G 次長と協議のうえ、「変更の程度を少なくする必要があるため、 % のゴム芯にする。」旨指示した。

⁴⁵ 2012 年 11 月 26 日午前 10 時過ぎ頃、ミズノの WBC 日本代表担当社員が NPB を訪れ、NPB F 主任と WBC に関する折衝を行い、途中から、NPB G 次長もその折衝に加わった。統一球の件は WBC の用件が済んだ後、引き続いて行われたため、NPB F 主任及び上記ミズノ社員の両名も同席したままであった。なお、当該ミズノ社員は、下田事務局長が打ち合わせに加わった記憶はないと供述している。

⁴⁶ この点については、関係者の記憶も様々であり明確ではない。しかし、ミズノ A 部長の重大関心事であった上、上記のようなやり取りがあったことを窺わせる資料もあることから、このようなやり取りがあった可能性があるものと判断した。

⁴⁷ この点に関連し、2012 年 11 月 27 日に、ミズノ関係者間で、ミズノ A 部長から電話連絡を受けた内容として「26 日 NPB 訪問、[NPB G 次長の苗字] 次長との話では、ゴム芯 % か % か迷っていたとのこと。結論は、下田事務局長経由で、加藤コミッショナーに委ねるとのこと。」「加藤コミッショナーは今回の、反発係数を上げることに關しては、少しの認識はある模様。今後、加藤コミッショナーが、反発係数の落としどころと、情報公開に關しての最終判断をくださることになる、らしいです。」との記載を含むメールが送信されている。

ウ 新仕様の連絡

2012年11月30日頃、NPB G 次長は、ミズノ A 部長に電話し、ゴム芯の低反発ゴムの比率を [d] %にするよう指示した。これにより、2013年度から統一球の仕様変更がなされることが事実上決定し、2012年12月初め頃、ミズノ A 部長は、工場関係者に対して仕様変更した統一球を生産するよう指示した。

(8) 非公表の方針と各球団の認識

ア セ・リーグにおける非公表方針

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

イ パ・リーグ各球団の認識

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(9) 「事務局一任」決議 (2012年12月10日の実行委員会)

ア セ・リーグ理事会での報告

2012年12月10日には、午前11時頃からセ・リーグ理事会が開かれ、セ・リーグ6理事やNPB大柿部長らが出席した。 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

48

イ 加藤コミッショナーへの報告の有無

NPB 大柿部長は、セ・リーグ社長懇談会や同理事会の協議の内容については、セ・リーグ限りのこととされていると理解していたため、加藤コミッショナーや下田事務局長には何らの報告もしなかった。したがって、少なくとも、加藤コミッショナーは、セ・リーグの社長懇談会や理事会において上記内容の話し合いがなされたことについては、知っていたことを認めるに足る証拠はなく、加藤コミッショナーも知らなかった旨供述している⁴⁹。下田事務局長については、球団関係者らと意見交換する機会も少なくなかったため、セ・リーグの社長懇談会や理事会等において統一球の仕様変更に関する協議がなされていること自体は聞いていたが、正確な内容までは知らなかったとのことである。いずれにしても、下田事務局長経由で、セ・リーグ各球団の上記意思統一、非公表の方針等が加藤コミッショナーに伝えられた形跡はない。

ウ 実行委員会における「事務局一任」決議

上記セ・リーグ理事会の後、これと同日である 2012 年 12 月 10 日午後 1 時 30 分から機構の理事会が開催され、引き続き、同日午後 3 時 15 分頃から、野球組織の実行委員会が開催され、12 球団の実行委員らが出席した。同委員会では、加藤コミッショナーが議長を務め、陪席として下田事務局長らも出席した。

席上、下田事務局長から、統一球の件につき、「前回も報告し、12 球団からご意見等ありましたが、これについては、事務局で対応したいので、事務局に一任していただきたいと思いますが、よろしいですか」との提案がなされた。

⁴⁹ 加藤コミッショナーは、球団関係者等と意見交換する機会は少なからずあったはずである。また、セ・リーグは、実行委員会において統一球の仕様見直しが議論されている時期に、上記のような意思統一を行った以上、加藤コミッショナーを含め NPB 事務局に対して何らかの働きかけを行ったとしても不思議でない。このようなことからすると、加藤コミッショナーは、別ルートで同様の情報を得ていた可能性がなかったとまでは言い切れない。しかし、この点について、そのような情報を得ていたことを示す積極的な証拠も見当たらない。

け止めた者もあり、現実に現状維持を前提として球場の改修工事を実施した球団もある。

また、この実行委員会に陪席として出席した NPB 井原局次長、NPB 沼沢局次長、NPB 平田部長は、いずれも仕様変更を行うという方向での事務局一任取り付けとは理解していなかった旨述べている。すなわち、同人らは、「仕様変更を行うのであれば、下田事務局長から具体的な説明や報告があるはずであるのに、そのような説明や報告は全くなかった。その後、2013 年シーズンに入って統一球が昨シーズンよりも飛ぶという話題が出るようになってからも、下田事務局長や NPB G 次長は、NPB 事務局幹部職員に対してさえ仕様変更を否定する言動をしていた。したがって、仕様変更が行われたとは全く認識していなかった。」旨述べており、この供述を信用できないとは言えない。

加藤コミッショナーの受け止め方は、本人の説明を要約すれば、「3 年間使ってみて、その上で変更すべきか否か検討するという方針であり、それを下田事務局長以下の NPB 事務局員にも常々話していたことから、その一任取り付けの趣旨は、統一球の仕様変更に向き球団への対策として、コミッショナー事務局への一任取り付けによって 2013 年シーズンに向けての議論を収束させることを目的とするもの」であるとの理解であったとのことである。また、下田事務局長以下の NPB 事務局員が仕様変更に向けて動くのであれば加藤コミッショナーへの事前の報告・相談が必ずあるはずであり、それがない以上は、仕様変更をしないものと理解していたとのことである。

しかし、現状維持の方針をとる場合に、紛議を招くかもしれないリスクを冒してまで、一任取り付けを提案することは、通常はあり得ないように思われる。

したがって、加藤コミッショナーが、実行委員会で、下田事務局長により提案された統一球の仕様変更についての「事務局一任」が決定されたことを知っている以上、統一球の仕様変更が実施される可能性を多少なりとも認識していたことは否定できない。加藤コミッショナーの「下田事務局長以下の事務局職員が仕様変更に向けて動くのであれば、何らかの報告・相談があるはず」との供述もそれを前提としているものと受け止めることができる。

ただし、「事務局一任」の趣旨がそうであるとしても、加藤コミッショナーが実際に仕様変更が行われることを事前に知っていたか、又は、事後に認識したかは別問題である。

(10) 事務局及びコミッショナーの対応

ア 加藤コミッショナーへの報告の有無

2012 年 12 月 10 日の実行委員会における上記の「事務局一任」決議は、コミッショナーを含む NPB 事務局に対し、統一球の仕様変更を行うか否かを一任する趣旨のものであったから、多少の前後はあっても、新統一球の製造を本格化させる前に、何をおいてもコミッショナーに報告してその了解を得る必要があった。この点につき、下田事務局長等が、NPB

の内部ヒアリングにおいて、このような手順を踏んだとも受け取れる趣旨の発言をしているが、それを裏付ける証拠はない。なお、これについては、後記 10 にて詳述する。

下田事務局長は、同実行委員会において、加藤コミッショナーが議長を務める議事の中で「事務局一任」が承認されたことから、当然に加藤コミッショナーが新統一球製造について承認したものと誤解したと考える余地もある。

しかし、同実行委員会の決議は、コミッショナー事務局へ一任する趣旨のものであったから、事務局内部においてはコミッショナーの承認が必要不可欠であることは論を俟たない。下田事務局長が、新統一球をどのような仕様のものとするかについて、加藤コミッショナーの承認ないし決裁を受けることなく、製造を開始したとしたら、これが事務局長としての権限を逸脱するものであることは明らかである。本件問題では、下田事務局長は、この点で重大な誤りを犯していた可能性が高い。

イ 実行委員会等への報告の要否

もう一つ重要な問題がある。2012年12月10日の実行委員会で、「事務局一任」の決議を取り付けたからといって、NPB事務局がそれ以降、実行委員会に何らの報告もすることなく、自由に新統一球の仕様を決めて、ミズノに製造させ、各球団に提供して試合競技をさせてよいということではないということである。一任を受けたNPB事務局は、統一球の仕様を決定した際には、これを実行委員会に報告する必要があることは、野球組織の基本的運営を規定する野球協約からみても、あるいはその基本にある民法等の団体法理からみても、さらには委任等に関する受任者の報告義務の精神からみても、基本中の基本であるが、本件問題においては、これが履践された形跡がない。

もっとも、「事務局一任」決議の中には、実行委員会への報告義務免除の趣旨も含まれていたという考え方もあるかも知れない。しかし、パ・リーグ所属球団の実行委員らの中には、そもそも「事務局一任」の真意も理解できなかった者も存在していた可能性があり、やはり必要最小限の報告は欠かせなかつたというべきであろう。そして、重要なことは、この報告義務の主体は、事務局の最高責任者であるコミッショナーに外ならないということである。仮に下田事務局長が仕様変更をしなかつたとしても、加藤コミッショナーは、そのことを実行委員会に報告する必要があつたはずである。下田事務局長が、野球組織の実行委員らに対して、統一球の仕様変更についての事務局一任後の措置、正確に言えば事務局一任を受ける前に統一球の仕様変更の指示を出したこと及び事務局一任を受けた後に実際に仕様変更された統一球が供給されたことについて報告した事実はないにしても、それが加藤コミッショナーの任務懈怠を解除する理由とはならない。

もし、加藤コミッショナーがこの理を理解していたら、2012年12月10日の実行委員会後の事態を放置する誤りは回避できた可能性が高い。この点でも、加藤コミッショナーの責任は重いと言わざるを得ない。このことは、野球組織の実行委員が、加藤コミッショナ

一又は下田事務局長ら NPB 事務局員に対して、事務局一任後の措置、すなわち統一球の仕様変更を行ったのか否かなどについて報告を求めていなかったとしても、結論に相違を生じないことである。

6 仕様変更を非公表とすることについて

(1) 非公表とされた経緯

統一球の仕様変更は、下田事務局長が当初からそれを公表しない方針で進め、NPB G 次長やミズノ A 部長らにもそれを口止めしていたことから、実際に非公表のままで行われた。

(2) 仕様変更を認識していた人的範囲

NPB 側については、加藤コミッショナーの認識の有無については後述する（後記 10）ので除外すると、下田事務局長、NPB G 次長のほかには、たまたま仕様変更に関する打ち合わせに同席することとなった NPB F 主任の 3 名のみであったと認められ、他の者が認識していたことを示す証拠はない。

また、ミズノ側では、ミズノ A 部長のほか、たまたま仕様変更に関する打ち合わせに同席した社員 1 名、ミズノ A 部長から報告を受けた同社 [] [] B 部長及び同社次長クラスの社員 1 名並びに同様に報告を受けた同社 C 取締役 [] [] のほか、工場関係者らにとどまっていた。

(3) ミズノ側が NPB 側に公表を働きかけた事実及びその経緯

ミズノ側では、事情を知る社員らが、NPB 側から秘密を守るよう求められていたことから NPB 側が公表しない限りはミズノ側から公表することはできないと考えていたものの、他方で、仕様変更後の統一球が実際に使われるようになれば打音などに変化が表れる可能もあることから、仕様変更について非公表のままとすることに懸念を抱いていた。

そこで、ミズノ B 部長は、2013 年 2 月下旬頃、NPB G 次長に対し、「発表した方がいいのではないかと進言したが、同人から「いいんです。いいんです。大丈夫です。」と言われたために、その場は引き下がった。

しかし、2013 年シーズンのオープン戦が始まり、実際に球団関係者や選手らからボールの飛び方が去年と違うという話が出るようになり、ミズノの各球団担当者がマスコミ対応等で苦慮するようになったことから、ミズノ B 部長は、同年 3 月 28 日頃、下田事務局長に対して、「そろそろ公表はされないんですか」と進言したが、同人から「いや、いいんだよ。」と言われたために、それ以上の進言はしなかった。

このため、非公表のままで2013年3月29日から2013年シーズンの公式戦が始まり、NPB側もミズノ側も球団関係者や選手やマスコミ関係者らに対して「仕様変更していない」との虚偽の説明を繰り返すことになった⁵²。

7 仕様変更後の統一球の入替え・使用状況⁵³

ミズノは、上海工場で生産した仕様変更後の統一球（新統一球）を2013年1月25日出港の船舶に積み、同月29日に輸入許可を得て日本に陸揚げ後、同年2月1日に国内工場に運び入れて保管した。

ミズノは、各球団が本拠地球場でオープン戦の主催ゲームを行う際に使用できるよう、2013年2月26日頃から新仕様球を順次出荷し、各本拠地球場等に運搬して納品した。それにより、新仕様球が同年春のオープン戦の途中から使用されるようになった。

2013年3月29日に公式戦が開始した以降は、全試合で新仕様の統一球が使用された。

なお、新仕様の統一球については、2013年4月10日に車両検による同年1回目の反発係数検査が行われ、その平均値は0.416であった⁵⁴。その後、同年6月7日に2回目の反発係数検査が実施され、その平均値も0.416であった。

8 仕様変更を公表するに至った経緯

(1) マスコミによる報道・日本プロ野球選手会の動き

2013年のシーズン開幕後、選手から、ボールが昨年よりも飛ぶという声があがり、マス

⁵² 下田事務局長は、この時点において、様々な関係者から、統一球の仕様を変更したのではないかとの具体的な指摘を受けていたようであり、仕様を変更したことを隠し通すことは困難であると認識していた可能性が高い。それにもかかわらず、公表を拒み続けたことは極めて不可解、不合理な行動であるが、その理由については解明できなかった。

⁵³ ミズノは多数の球団に練習球を販売しており、練習球については各球団が個別にミズノと契約しているものの、練習球も統一球と同品質のものとして契約している球団が多いようである。練習球についても、2013年2月からのキャンプ用に供給されたボールが、2012年統一球に比較して飛ぶようになった旨の相当具体的な説明が一部の球団関係者からあり、当委員会は、それについても調査したが、ミズノは、一部の球団に対して早い時期から新仕様球と同品質の練習球を提供したことを否定しており、事実関係について一定の結論を出すには至らなかった。

⁵⁴ このように、2013年に行われた反発係数の検査結果の数値は、2012年のそれに比べて大幅に上昇していた。この検査結果については、当然のことながら、加藤コミッショナーに対して報告がなされているが、これに関する加藤コミッショナーの受け止めについては、加藤コミッショナーの認識に関する項（後記10）で詳述する。なお、後述するとおり、2013年6月11日に、この検査結果を見たNPB選手関係委員会委員が、仕様変更がなされたことは明らかであり、選手会に変更の事実を認めるよう下田事務局長に促したことは、本件仕様変更の発覚の端緒である。このように、この検査結果からは、仕様変更の事実が強く疑われるものである。

コミもこれを報道するようになった。マスコミは、NPB やミズノに対して、ボールの変更について取材を行ったが、NPB 事務局及びミズノは、ボールの仕様は変更していない旨回答した。

選手会は、2013 年 5 月 21 日の事務折衝において、NPB 側に説明を求めたところ、NPB 事務局は、ボールは変更していない旨回答するとともに、反発係数の検査結果を開示することとなった。

(2) 2013 年 6 月 11 日選手会との事務折衝

2013 年 6 月 11 日、NPB の選手関係委員会及び NPB 事務局は、プロ野球選手会との事務折衝を行ったが、その事務折衝前に、事務折衝に参加する NPB 側関係者が事前打合せを行った⁵⁵。

その際、選手関係委員の一人が、下田事務局長に対して、統一球の仕様を変えたのであれば、選手会に説明すべきだと話したところ、下田事務局長は、統一球の仕様を反発係数を上げる方向で変更（下田事務局長はこれを「微調整」と表現している。）したことを認めた。

その後の事務折衝において、下田事務局長は、選手会に対して、統一球の仕様を反発係数を上げる方向で「調整」したことを認めたところ、選手会からは、選手に事前に知らせることなく仕様を変更したことに対して抗議が述べられた。もともと、その場では、選手会は、この事実は選手会からは当面公表しない、ただし選手全員には緘口令を敷かずメールで周知すると述べた上で、そのため NPB にて早急にマスコミに対して説明してほしいと要望した。

そして、事務折衝終了後、下田事務局長は、現地に取材に来ていた記者らに対して、統一球の仕様を変更したこと、また、これについては加藤コミッショナーと相談しつつ進めたことを、それぞれ説明した。

⁵⁵ 2013 年 6 月 3 日に、選手会から下田事務局長に対して、事務折衝のテーマを記載した「事務折衝メモ」が送付され、各球団関係者、機構顧問・コミッショナー顧問、NPB 事務局幹部職員に転送されている。当該メモにおいては、統一球の仕様変更について、「内容詳細確認」及び「ボール変更の公表問題（選手、ファン、メディアにどう説明するのか）」と記載されている。

9 NPB 事務局が仕様を変更した理由⁵⁶

(1) 反発係数の検査結果がアグリーメント上許容されている反発係数の下限を下回っていたこと

下田事務局長は、今回の仕様変更の理由について、「反発係数が下振れするケースが多くなったので、規定に収めるという『微調整』をする、という程度の認識であった」と説明している。

この点、統一仕様球の反発係数の検査結果は全般的に低く、アグリーメントの下限を下回る状態が常態化していた（前記 3(1)）。特に 2012 年 8 月には、平均 0.406 という相当低い検査結果が出たため、NPB G 次長はミズノ A 部長に対し、反発係数を 0.4134 に近づけるように注意している。このような経緯からすれば、NPB 事務局がアグリーメントに抵触した状態を改善するために仕様変更の検討を開始したものと認められる（前記 5(2)参照）。

(2) 得点の減少等により興行面への悪影響が懸念されたこと

下田事務局長は、統一球の仕様見直しの検討を開始した理由について、「ロースコアで試合が面白くないという球団の声や選手会の声」を考慮した旨供述している。

この点、実際に球団のオーナーや実行委員からそのような意見が述べられていたほか（前記 3(2)）、選手会からも統一球の見直しの要望が出されていたこと（前記 3(3)）は事実であり、NPB 事務局がこれらの意見・要望を受けて見直しの検討を開始したことは十分に考えられるところである。

10 仕様変更に関する加藤コミッショナーの認識について

(1) 加藤コミッショナーは仕様変更を認識していたか

加藤コミッショナーが本件発覚以前に仕様変更の事実を知っていたかどうかについては、

⁵⁶ 本文記載のとおり、NPB G 次長及びミズノ A 部長によれば、2012 年 9 月の時点では、反発係数の目標は、あくまで、統一球導入の当初に目指した反発係数である、0.4134 であった。ところが、2012 年 10 月 26 日、前記脚注 37 の電話連絡をきっかけとして、反発係数の目標は、0.415～0.420 となった（その後、最終的には 0.415～0.416 が目標とされた。）。この目標値は、2011 年・2012 年シーズンよりも飛ぶボールにしたいという単純な発想から設定されたものと解釈するのが自然であるが、それ以外に、統一球導入時に反発係数 0.4134 を目指したのに、実際にはそれを大幅に下回る検査結果が出たことから、その反省を踏まえて 0.415～0.416 を目指したという解釈の余地がなくもない。しかし、NPB G 次長らはその目標値の設定に関する明確な説明をしておらず、結局、そのような目標値が設定された理由は解明できなかった。

本人がこれを強く否定し、下田事務局長をはじめとする NPB 事務局員も、これを否定する供述をしている。

当委員会は、関係者のメール、議事録等の客観的資料の調査を行ったが、これを覆すに足りる直接的な証拠は発見されておらず（前記 5(3)参照）、加藤コミッショナーが仕様変更を認識していなかったことと整合的な事情⁵⁷が存在する。したがって、加藤コミッショナーがこれを知っていたとまで認定することはできないが、以下の事情を指摘することができる。

(2) 実行委員会及び代表者会議での審議について

前記 5(6)及び(9)記載のとおり、加藤コミッショナーは、2012 年 11 月及び同年 12 月の実行委員会に出席し、議長を務めていた。また、同年 10 月の代表者会議には欠席していたものの、それに続く同年 11 月の実行委員会の事前打合せ等⁵⁸を通じて、同年 10 月の代表者会議での議論の概要を把握していた可能性がある。それぞれの内容や会議前後の動きについては、前記 5 を参照されたい⁵⁹。

⁵⁷ 関係者ヒアリングにおいては、具体的には以下の事情が指摘されている。

- ① 本件仕様変更の手法は、加藤コミッショナーによる導入時の手法と相当異なっていること。
- ② 加藤コミッショナーが本件仕様変更の事実を知っていれば、その秘書的な役割を果たしていた NPB 平田部長をはじめ NPB 事務局幹部職員もそれを知っているのが普通と思われるが、同人らが本件仕様変更の事実を知っていたことを認めるに足りる証拠はないこと。
- ③ 以前から下田事務局長は単独で行動することがあったこと、また、そのために加藤コミッショナーと下田事務局長の人間関係は良好ではなかったため、本件仕様変更についても加藤コミッショナーらに知らせずに行動していた可能性が十分にあることを指摘する意見があること。
- ④ NPB G 次長は、加藤コミッショナーが 2013 年 4 月の統一球の反発係数検査結果の報告を受けた際、同人から「最近結構飛び出しているみたいだけど、やっぱり日本の選手はアジャストしてくるねえ」との発言があり、それを聞いた当時の感想として「加藤コミッショナーは仕様変更をやっぱり知らないんだな、下田事務局長はちゃんと説明していないなと思った」と供述していること。
- ⑤ 加藤コミッショナーは、2013 年シーズン開幕後、ボールが変わっているとの相当具体的な指摘を受けた以降も、率直に話をできるはずの NPB 事務局幹部職員や球団関係者に対しても、仕様は変更されていないといい続けていたこと。

⁵⁸ 2012 年 11 月 19 日の実行委員会においては、同年 10 月 27 日の代表者会議で要望がなされたミズノからの報告がなされているが、この代表者会議での議論を把握していなければ、なぜ、その翌月の実行委員会でミズノからの報告がなされるのか理解できないはずである。この点、加藤コミッショナーは、同年 11 月の実行委員会で統一球の検証が議題とされ、ミズノからの報告がなされることについて特段の発言をしていないことからすると、従前の経緯について何らかの報告を受けていたと考えるのが自然である。

⁵⁹ セ・パ両リーグ理事会の議事録は、加藤コミッショナーや下田事務局長には提出されていない。また、それらの会議体での議論は、両リーグに共通する事項を除き、NPB 幹部に共有されているわけではなく、統一球に関するセ・リーグ理事会の議論について、加藤コミッショナーや下田事務局長は、報告を受けていないと供述している。この点、①セ・リーグ理事会で統一球が議論されていることは報道がなされたこともあること、②NPB G 次長は、セ・リーグ理事会での議論の動向を NPB 事務局のセ・リーグ担当

このうち、2012年12月10日の実行委員会において、最終的に事務局一任との決議がなされている。その場における発言内容は曖昧であるが、前記5(9)エのとおり、加藤コミッショナーは当委員会に対し、「事務局一任」について、仕様変更しないものであると理解していたと説明している。

しかし、前記5(9)エで述べたとおり、①一般的に言えば、一任を取り付ける場合には、何らかの事柄を実施するか否かの選択（及び実施すると決めた場合、その内容）を委ねてほしいという趣旨で行うのが普通であること、②当該会議中の「感覚的には変えない」、は、仕様変更があり得ることを暗に示していると理解できること、からすれば、駐米大使まで務めたベテラン外交官出身であり、交渉相手との駆け引き等の経験を豊富に有する加藤コミッショナーであれば、統一球の仕様変更が実施される可能性を多少なりとも認識していたことは否定できない（前記5(9)エ）。

(3) 反発係数の検査結果の認識について

前記のとおり、加藤コミッショナーは、統一球の反発係数の検査結果について報告を受けていたが、その報告においては、過去との比較などはなされていなかったため、加藤コミッショナーが、反発係数の変化を認識することは困難であったように思われる。

もともと、前記のとおり、2013年4月10日に報告された反発係数は、それ以前の数値に比べて相当高いものであるところ、この当時、加藤コミッショナーは、関係者から仕様変更の可能性の指摘を受けていたのであるから、当該検査結果の数字に疑問を抱いても不思議ではない⁶⁰。

(4) 下田事務局長からの報告・相談の可能性について

2013年6月11日夜、下田事務局長が統一球の仕様を変更していたことを報道陣に対して公表していた際、統一球の仕様変更について加藤コミッショナーと相談していたと説明していた。

また、翌日である2013年6月12日午前、下田事務局長は、NPB事務局による聴取を受けた。その際、コミッショナーと仕様変更について相談したのかという質問に対して、下田事務局長は、「ボールを去年の今ぐらいの時期から検証して球団と実行委員会の間で話

者から聞いていたこと、③下田事務局長は、球団オーナーから統一球見直しの要望が出た場合には加藤コミッショナーに報告していたこと、等の事情からすれば、セ・リーグ理事会での議論が、何らかの形で加藤コミッショナーに伝わっていた可能性もある。

⁶⁰ ただし、加藤コミッショナーが、当該検査結果の報告を受けた後に、NPB事務局員に、事実関係を質問したなどの事情は見当たらなかった。

をして事務局一任を取って、[NPB G 次長の名]⁶¹がミズノといろいろやる途中の中で、ボールをどうしましょうかという話はして、事務局長一任という、まあこれを取り付けたか取り付けてないかというところはコミッショナーとの見解の相違があるんですけども、私の判断で今回のボールに切り替えたということです。」と答え、そこでいう「事務局長一任」については、実行委員会からの事務局一任ではなく、コミッショナーから一任を受けた趣旨であると説明していた。この点、2013年6月11日夜及び同月12日午前の下田事務局長の上記発言は、事件発覚後のものであり、当委員会のヒアリング時より下田事務局長の本来の認識により近いものと考えられるが⁶²、上記の下田事務局長の発言からすると、下田事務局長が、加藤コミッショナーとの間で、統一球に関して何らかの相談・報告をしていた可能性は否定できない^{63 64}。

(5) 検討

以上からすると、加藤コミッショナーが仕様変更の事実を知っていたとまで認定することはできないにしても、下田事務局長から何らかの報告を受けた可能性や、仕様変更（の可能性）について認識した疑いが完全に解消されたともいえない状況にある。

いずれにせよ、このような状況において、加藤コミッショナーが組織の管理者としてごくわずかな程度の注意を払いさえすれば、下田事務局長らの行動に疑問を持ち、事実を確認するために報告をさせ、あるいは資料の提出をさせる等の措置を執ることができたはずである。したがって、加藤コミッショナーが下田事務局長らの行動に疑問を持たなかったとすれば、加藤コミッショナーにはこの点で重大な職務怠慢があり、仕様変更を認識していた場合に比肩すべき責任を免れないと言わざるを得ない。

⁶¹ NPB G 次長のことである。

⁶² 下田事務局長は、コミッショナーに相談したことを示す書面が残されていないことを指摘されると、「そこを問い質すのであれば、私が独断でやったと外には言ってもらうしかない。」との発言しており、当委員会への説明は真意に基づくものではない可能性がある。

⁶³ なお、ミズノ A 部長が、2012年11月26日のNPB事務局訪問をミズノ社内で報告したメールには、「結論は、下田事務局長経由で、加藤コミッショナーに委ねるとのこと。加藤コミッショナーは今回の、反発係数を上げることに関しては、少しの認識はある模様。今後、加藤コミッショナーが、反発係数の落とすどころと、情報公開に関しての最終判断をくださることになる、らしいです。」と記載がなされている。

⁶⁴ この点、NPB関係者から、加藤コミッショナーと下田事務局長の人間関係の問題等から、下田事務局長が加藤コミッショナーへの相談・報告を怠ったのではないかと指摘があった。しかし、加藤コミッショナーは、統一球について、その導入時から関心を持っていたこと、下田事務局長が加藤コミッショナーに一切業務上の報告を行っていなかったわけではないことからすれば、報告がなされてなかったとも断定できない状況にある。

第4 本件の問題点等

前記第3で認定したとおり、本件は、NPB事務局（事務局長及び一部の職員）が、2012年に統一球の仕様変更を決定し、それを翌2013年のオープン戦中に使用開始するように仕向けながら、マスコミ（及びその後ろにいる野球ファン）に対してこれを公表しなかっただけでなく、球団や選手に対しても開示・公表せず、むしろ、選手やマスコミに対しては「変更していない」との事実を反する回答を行ってきたという事案である。

必然的に、プロ野球界や広く社会一般の注目は、統一球の仕様変更及びその非開示・非公表の経緯（加藤コミッショナーの統一球使用変更に対する認識を含む）に関する問題点に集まっている。

これら自体の問題点については後記2のとおりであるが、本件を基本に立ち戻って観察すると、これに先立つ統一球の導入手続（2010～2011年）の中に、問題の発端となる事実の存在を複数認めることができる。そこで、以下では統一球の導入の時点に遡って時系列的に事実関係を整理して問題点を指摘する。

なお、加藤コミッショナーが主導してプロ野球に統一球を導入したことについては、プロ野球界の発展、とくに国際化の視点という導入目的は高く評価されるべきであり、かつ、球団間のプレー条件が公平化されたことに対する肯定的な評価も、現にヒアリングを通して多く聞かれたところである。このような評価は本件問題が発覚した後も変わらないと思われる。また、統一球導入後に下田事務局長が中心となってゴム芯の仕様を変更して新統一球に変えたことも、理想とすべきプロ野球像を何処に求めるかということとの関係で評価に多少の差が生じることはあっても、反発係数にかかるアグリーメント違反の常態化を是正する結果となった点においては積極的な評価を加えることが可能である。また、新統一球については、2011年の統一球導入よりも前に使用されていたボールほどは飛ばないながら、「あまりにも飛ばない」と言われた旧統一球を、投手にとっても野手にとっても丁度よい程度に（各選手の技能の差が結果に適切に反映される程度に）飛ぶように変えたという積極的な評価が、選手の側からも寄せられているところである。

それでも、統一球の導入時及び仕様変更時には、主に手続、換言すれば物事の進め方ないしプロセスに関する面を中心に、以下のとおり問題点があったものと認めるものである。

1 統一球導入時（2011年）における問題点

統一球導入時の問題点は、第一に、NPBがミズノとの間で契約を締結するに際し、両リーグのアグリーメントに違反するボールが「統一球」として公式戦に用いられることを許容する内容のものとしたことであり、第二に、加藤コミッショナーによる統一球の具体的な指定行為が、適切な方法によるものでなく、指定に関する情報の公開も不十分なものであったため、上記第一の問題点について12球団に共通の認識が形成されず、仕様変更の際の

混乱をまねく一因となったことである。

(1) ミズノとの契約について

NPB とミズノとは、2011 年シーズンに向けて、試合使用球の平均反発係数がアグリーメント上の許容範囲の下限である前記 0.4134 となることを目指し、統一球契約を締結した。統一球契約の締結にあたり、NPB 事務局は、ミズノから、ボールは「生もの」であり、機械的に全く同一の反発係数のボールを生産することは不可能であるとの申入れを受け、反発係数が 0.4134 となることを目指すということの他に、「0.4034～0.4234 を許容範囲として認める」との定めを置くことに同意した⁶⁵。なお、上記契約上の許容範囲は、検査対象となった個々のボールの反発係数検査結果がその範囲内に収まればよいという趣旨で設けられたものではなく、個々のボールの反発係数検査結果の平均値である「平均反発係数検査結果」がその範囲内に収まればよいという趣旨で設けられたものと認められる。

ここで問題とされている、「アグリーメント」は、公式戦の試合数、年度優勝球団、球場、試合の時間、出場人数、審判員と記録員、試合球等につき、各リーグの年度連盟選手権試合を行うために必要な事項を詳細に定め、公認野球規則に優先するとの位置づけがされている（セ・リーグのアグリーメント第 1 条、パ・リーグのアグリーメント第 47 条）。したがって、各リーグのアグリーメントは、通常の意味で用いられる「申し合わせ」の趣旨を超えて、プロ野球界を支配する重要かつ基本的なルールを定めたものと認められる。そして、アグリーメントの付録(2)「プロ野球試合使用球に関する規則」（使用球規則。なお、2010 年以前の名称は、「プロ野球試合使用球の公認に関する規則」である。）は、2010 年以前から、測定器による検査において試合使用球の平均反発力係数が 0.4134～0.4374 内に収まることを求めているところ、使用球規則はアグリーメントの一部を構成するものであるから、使用球規則によって定められた反発係数の許容範囲も、アグリーメントにおける他の規定と同様、極めて重要な野球の規則の一部を構成するものと認められる。

統一球導入時（2011 年）においては、このようなアグリーメント及び使用球規則の定めが存在したのであるから、加藤コミッショナーは、両リーグ及びその傘下の 12 球団を構成員とする野球組織の代表者として、また、コミッショナー事務局の職員を指揮監督する最高責任者として、アグリーメントの定めに沿って選手権試合が行われるように適切に職務を執行すべき義務を負っていたと認められる。しかし、NPB 事務局の担当者（下田事務局長）は、アグリーメント違反のボールが「統一球」として公式戦に用いられることを許容するかのとき内容の契約をミズノとの間で締結してしまった。加藤コミッショナーも、わずかな注意さえすればこの事態を認識しえたにも拘らず、懈怠によりこれを見逃し、ア

⁶⁵ 前記のとおり、統一球契約は 2011 年 2 月 1 日付で締結されているが、実際には同年 6 月・7 月頃に締結された。実際の締結日にはすでに統一球導入後最初の反発係数検査の結果が報告されていたと考えられるところ、その結果は 0.411 と、アグリーメント上の許容範囲の下限を下回るものであった。

グリーメントと矛盾する契約を長く放置する結果を招いた⁶⁶。

なお、「契約上の許容範囲」は、アグリーメント上の許容範囲の最下限を目指してNPB事務局に指示をする加藤コミッショナーと、最下限を目指す場合には最下限をさらに下回るボールも必ず生じるというミズノとの間で板挟み状態が生じたため、契約書起案担当者レベルで窮余の一策として設けられたものと認められる。このような場合、アグリーメント違反を犯さず、かつ、反発係数 0.4134 を目指す方法としては、①アグリーメントを、その許容範囲の最下限を 0.4134 より更に引き下げる内容に改正する方法、②アグリーメントを、許容範囲を一応の目安（若しくは訓示規定）とする内容に改正する方法、③一気に 0.4134 を目指すのではなく、導入初年度は比較的高めの数値を設定し、数年かけて徐々に目標数値を下げることで、アグリーメントに違反せず、かつ、0.4134 にもっとも近い数値を模索する方法などが考えられるが、これらの方法が検討・実施された痕跡は、見当たらない。

(2) 統一球導入の手続について

統一球の導入時においては、

- ① 12 球団に対する意見聴取、
- ② サンプル球を提供し、選手による試打等を経たうえでの選手の意見聴取、
- ③ オーナー会議への報告を経て、実行委員会での導入決定、
- ④ ミズノによる「飛距離を約 1 メートル抑えられます」という旨の見解の公表、

という各手続きが執られた。

しかしながら、統一球導入の際のNPBにおける各種会議の議事上は、反発係数が従来の使用球に比べ低くなり、アグリーメント上の許容範囲の下限に近づくことこそ示されたものの、契約上の許容範囲については触れられなかった。また、2010年10月6日の実行委員会では、統一試合球に関するミズノとの契約内容について審議され、了承されたが、その際配布された契約要旨（「1軍公式戦統一使用球のミズノとの契約について」と題する書面）には、反発係数や縫い目幅のことについては何ら記載がなく、口頭によっても説明されていなかった。さらに、同月23日、ミズノは、「芯のゴム材をより低反発材に変更した低反発球 来季からプロ野球 12 球団に納品する統一球の仕様について」とする企業情報を公表したが⁶⁷、当該企業情報においては、飛距離が約 1 メートル抑えられることと、反発係数として 0.4134 を目指すことについては言及されたものの、契約上の許容範囲については言及されていなかった。

⁶⁶ 平均反発係数の検査結果がアグリーメント上の許容範囲の下限値を多少なりとも上回るであろうとの見込みのもとにミズノとの契約が締結された可能性に関して言えば、そのような楽観的な見込みを支える根拠はなく、むしろ、NPBは2011年5月の反発係数検査の結果が下限値を下回ることを確認したうえで、ミズノとの契約を締結したものである（契約はバックデートで作成された。）。

⁶⁷ 前記脚注 17 参照。

その他、契約上の許容範囲について開示・公表する手段が執られたと認めるべき証拠は見当たらず、球団関係者のヒアリング結果からしても、球団関係者は、契約上の許容範囲の存在について、本件の問題が発覚するまで、確たる認識を有していなかったと認められる。

以上のとおり、アグリーメントに違反する「契約上の許容範囲」を定めた統一球契約は、実行委員会にも諮られることなく、NPB 事務局内部の限られた人間しか認識していない状態のもとで、締結されたことが認められる。

(3) 不十分な「指定」行為

統一球制度の下では、前記のとおり、アグリーメント上の許容範囲が存在することを前提に、コミッショナーが統一球として使用するボールを「指定」することとされた（アグリーメント第 32 条）。敷衍すると、統一球制度の導入前は、アグリーメントないし使用球規則に試合球の基準が定められていることを前提に、各球団からの申請に基づき、コミッショナーが試合球とすることを公認することにより、試合使用球が定められることとされていた⁶⁸。これに対し、統一球導入後は、球団からの申請及びそれに対する公認という手続に代替するものとして、コミッショナーによる「指定」行為が必要とされることとなった。

コミッショナーによる「指定」行為がいかなるものであるべきかは、アグリーメント上、直接には規定されていない。しかし、「指定」はコミッショナーが野球協約に基づき委嘱された職権及び職務の一環として（野球協約第 8 条）、アグリーメント及びこれに付随する使用球規則（同規則第 2 条 2.）で定められた反発係数の範囲内でその仕様を具体的に定めるものであることからすると、統一球の具体的内容（製造業者たるミズノとの間で定められた反発係数を含む具体的な仕様）を各球団に直接に通知し、あるいは、実行委員会で報告するなどして、12 球団が認識可能な適宜な方法により周知することが必要であったと解される。

この点で、統一球契約は、公式戦使用球を定めるために締結されたものであるから、コミッショナーが特定のボールを試合球として「指定」する行為の準備行為と評価できるが、あくまでもミズノとの間の法律行為に留まるから、この契約の締結のみによって、コミッショナーによる指定がなされたと言うことはできない。もっとも、NPB 事務局は、2010 年 8 月 23 日に、加藤コミッショナー同席の下で、2011 年より試合球を統一する旨の公表をし、その中で、ゴム芯の変更により反発係数が変わってくること及びその反発係数は下限の 0.4134 に限りなく近づけることを明らかにしている。この事実に加えて、統一球には加藤コミッショナーの署名が印刷されることとなった結果、これに沿って製造されるボールがコミッショナーの公認するものであることが明示されたことになり、これによってアグリーメント第 32 条所定の指定行為があったと解することも不可能ではない。

⁶⁸ 厳密には、前記脚注 20 参照。

しかし、これらによって事実上の指定行為があったと認めることが可能だとしても、その試合球の反発係数が使用球規則の定める反発係数の下限を下回るものであったという問題は依然として解消されなかった。さらに、加藤コミッショナー臨席の下での発表や、加藤コミッショナーによる統一球への署名については、使用球規則第1条の「指定」と関連させて理解した者が実際にいたかどうかは明らかでなく、かえって統一球が使用球規則の定める反発係数の範囲と合致しないという問題の表面化を防ぐという役割を担ったとする厳しい評価もできないではない。

結局、この問題は、一部のNPB事務局員を除き、機構の理事会や野球組織の実行委員会の構成員等にも明確な形では認識されず、2013年6月11日、選手会との折衝の中で下田事務局長が打ち明けたことによってようやく表面化したのであった。このような事態は、NPB事務局の当初の思惑には沿うものであったとしても、結果として問題を一層複雑かつ深刻なものにしたことは否めない。もし、統一球の指定が、アグリーメント及びその付録たる使用球規則の規定に添って適切に行われ、かつ、そのことが透明性をもって開示・公表されていたら、その後の展開は大きく異なるものとなっていたはずである。

(4) アグリーメント及び使用球規則の遵守に対する認識不足

以上のとおり、統一球の導入時におけるNPB事務局のアグリーメント及び使用球規則に関する対応の仕方は不十分であったが、その根底には、アグリーメント及び使用球規則に関する関心が薄く、その重要性の認識に欠けていたという問題があったと思われる。

例えば、統一球導入時（2011年2月）の使用球規則の各リーグにおける改正手続きに関する当委員会の照会に対し、NPB事務局の回答は以下のとおりであった。

「付録(2)プロ野球試合球使用球の公認に関する規則」及び付録(3)「プロ野球使用球の検査要項」は、そもそも両リーグ理事会での議論、決議事項ではなく、NPBの決まった規則としてアグリーメントに付録しているに過ぎない。・・・実務としては、理事会後、1月～2月の間で、当時のボール担当者のNPB G次長が原案を作成し、それをNPB D規則委員が校正した後に、両リーグには決定した規則として通達され、両リーグはアグリーメント発行（3月中旬）に向けて、原稿に差し込み、アグリーメントの付録に挿入した。

（以上、NPB セ・リーグ運営部 E 課長からの聞き取り）

1月の理事会で、今後、事務局担当者（G総務部課長（注：当時）、D野球規則員）から規則案文が通達されるので、その案分に沿ってアグリーメントを改正する旨を説明して了承を得た。その了承を基にアグリーメントの付録に挿入した。

（以上、NPB パ・リーグ運営部 H 課長からの聞き取り）

しかしながら、上記の事務処理には以下の問題があった。

- ① 試合使用球に関する規則がアグリーメント自体でなく、その「付録」とされていることは事実であるところ、付録の位置づけに関しては、複数の考え方があり得る。それにしても、野球競技におけるボールの重要性を考慮すると、各リーグの使用球規則の改正については、それぞれの理事会で審議承認すべきことであろう。したがって、少なくとも事後的に各リーグの理事会に報告して了承を受けることは、その有効性を確保するために欠かせなかったと解される。

ところが、本件では、NPB 事務局にこの認識がなく、事務局の担当者レベルで「決定」して、アグリーメントの付録部分を差し替えて、これによって「改正」がなされたものと考えていた。これは改正手続のルールを逸脱したものと言わざるを得ない。

- ② 各リーグの理事会が規則制定につき事務局に一任したとしても、その「一任」の趣旨は、事務局のトップであるコミッショナー（厳密には機構会長）への一任であって、事務局の担当者への一任ではなかったはずである。このことは、野球協約の諸規定、特に第 8 条（職権及び職務）等から明らかである。しかし、使用球規則の改正のために、加藤コミッショナーの承認を得た形跡は見当たらない。最高責任者であるコミッショナーの承認を欠き、事務局の単なる担当者による事実上の「決定」が、一人歩きをして、セ・パ両リーグの正規のアグリーメント集に「規則」として掲載され、その正当性を疑う者がいないという事態は、組織として健全性を欠くという外ない。

2 仕様変更時（2012～2013 年）における問題点

統一球導入後の問題点は、第一に、統一球の反発係数に関してアグリーメント違反の状態を継続させ、しかもそれが 12 球団に開示されなかったことであり、第二に、その仕様変更にあたり新たな「指定」行為（すなわち、12 球団への周知又はそれに代わる公表）を行わなかったことである。以下敷衍する。

(1) アグリーメント違反が常態化していたこと

2011 年及び 2012 年には、車両検により計 7 回の反発係数検査が実施されているが、その 7 回の検査によって得られた平均反発係数は、いずれもアグリーメントの最下限 0.4134 を下回っていた⁶⁹。

⁶⁹ もっとも、野球ボールが天然皮革などの素材を用いていて、いわゆる「生もの」であることを考慮すれば、最下限を多少下回することは許されるべきだという考え方もあり得ない話ではなく、現に NPB 事務局の中には、加藤コミッショナーも含め、この考え方を採っていた関係者が複数存在した形跡がある。しかし、最下限を下回るボールの許容は、せいぜい個々のボールについて当てはまることであって、「反発係数の平均」（この平均は、6 球場それぞれの反発係数の平均値を求めた上で、さらにその平均を採ったものである。）がこの下限値を下回ってよいという解釈は、「0.4134～0.4374」と許容範囲を詳細かつ具

ミズノとの契約内容がアグリーメントと抵触するものであったばかりではなく、これに基づいて製造された実際の統一球自体も、アグリーメント違反を生じさせ、かつ、それが常態化していたといえる。しかし、この事実は、12球団にも一切公表されていなかった。

(2) 是正策とそれを実施することの現実的可能性

アグリーメント違反が常態化していることを受けて、NPBとして取りうる最も自然な方法は、その事実を12球団に報告したうえで使用球規則を改正し、契約上の許容範囲の最下限値(0.4034)又はこれを下回る数値まで許容する規定にすることであった。

何らかの理由でこれが難しい場合には、統一球自体の反発係数の目標を上方に(具体的には0.4134~0.4374の範囲内で)修正することで統一球の反発係数のばらつきがアグリーメント上の許容範囲内に収まるように、実際にミズノに仕様変更させるとともに、統一球導入時に行われるべきであったものと同じように、これを12球団に認識可能な方法で周知することが可能であったし、それが求められていたと解される。

すなわち、従来(2011年及び2012年)とは異なる仕様のボールを統一球として採用し、反発係数を上方修正することは、コミッショナーによる新たな「指定」を要すべき事実にはならないから、統一球の仕様を、各球団に対する通知、あるいは、実行委員会での報告による周知(又はこれに代わる公表)がなされるべきであったといえる。

(3) 「変更」と「微調整」

しかし、現実に採られたのは、「指定」行為もしくはそれに代わる公表を行うことなく、ゴム芯に含まれる低反発素材の含有率を減少させるという方策であった。

旧統一球と新統一球とを比較した場合、ゴム芯に含まれる低反発素材の含有率が、従前の % (本件仕様変更に関わった下田事務局長及びNPBG次長の認識では %) から % に変化している。そのため、事実としては、ゴム芯ないし統一球の仕様が「変更」されたという他ない。

この点、下田事務局長は「変更」ではなく「微調整」を行ったに過ぎないと理解していた形跡がある。しかしながら、アグリーメントにより平均反発係数の許容範囲を具体的に定めている以上、それに常態的に違反していた仕様変更前のボール(旧統一球)と、変更後のボール(新統一球)の間には、質的な違いがあると言わざるを得ない。仕様の変更によってこのような質的な変化を生じさせる以上、新たな「指定」行為を行い、上記(2)の手続が執られるべきであった。これを行わずして、「微調整」と称し、前記「指定」行為としての手続を一切回避できると考えることは、前記「指定」制度の趣旨を骨抜きにするものである。

体的に定める使用球規則の文言の趣旨からみても、採りえないものである。

(4) 仕様変更の目的とこれを開示・公表しなかったことの問題点

前記のとおり、旧統一球の反発係数は、常態的にアグリーメント違反の数値を示していたが、2013年に実施された新統一球の反発係数検査では、第1回目、第2回目ともに平均反発係数が0.416となり、使用球規則の範囲内の数値に収まる結果となった。新統一球の採用により、アグリーメント違反の状態が解消された可能性が高い。なお、新統一球の反発係数は、2010年以前の使用球のそれよりは低く、旧統一球のそれよりは高く、前記統一球導入の趣旨、すなわち、低反発球が使用される国際大会に適合しやすい環境を整備するという趣旨を維持しつつ、球団、選手会、ファンから「飛ばなさ過ぎる」という問題点を指摘されていた旧統一球の改善を図るものであったともいえる。結果的に見て、新統一球への仕様変更は、統一球導入の目的に反するものではなく、むしろ、アグリーメント違反の状態を解消する目的で行われ、実際にもそれを解消するものであったと評価できる。

しかしながら、統一球導入後におけるNPB関係者をめぐる対応を見ると、上記のような積極的な評価とは反対方向での評価に直結する重要な問題点が、以下のとおりいくつか存在した。

- ① 両リーグの公式試合競技において、アグリーメント違反の試合球が2年間にわたり供給され続けてきた事実及びその原因となったミズノとの契約における反発係数に関する「許容範囲」の存在について、統一球導入の前後を通じて、球団関係者に公表されなかったこと。
- ② 統一球の導入後に福岡工業大学が実施した風洞実験により、導入当時の予想を超えて、ボールが飛ばないものとなっていることが判明したが、この点についても公表されなかったこと。
- ③ 仕様変更の要否が具体的に問題とされた2012年以降も、非開示・非公表を基本方針として変更作業を進めるべきとの意見がセ・リーグを中心として有力であり、実行委員会の中でも多数を占めたこと。
- ④ 加藤コミッショナーが、仕様変更に伴う規則改正の要否について、一貫して「朝令暮改はしない」と言明し続け、NPB事務局員もこれに正面から逆らう姿勢を見せなかったが、他方で、関係者間で「微調整」なら許されるという考え方が根強くあったこと⁷⁰。

⁷⁰ 「朝令暮改はしない」という言葉の趣旨が、真実ボールの仕様に変更を加えないことを意味するのであれば、それはそれで一つの方針として評価できないではない。しかし、現実を見ると、下田事務局長以下数人の関係者は、これと反する方向で変更作業を進め、この間、加藤コミッショナーは、わずかな注意をすれば容易に気づいて、変更を阻止しうる立場にあったにもかかわらず、その方向での動きを示さなかった。この言葉が、ゴム芯変更（事務局が認識していたのは低反発素材の含有率の %から %への変更。しかし、現実にはミズノの現場で行われ、試合に使用されたボールは %から %へ変更されたものだった。）により平均反発係数を高めることが予測される中で、必要な規則改

結局、本件仕様変更は、アグリーメントの規定する範囲に収まる規格の統一球（新統一球）に変更することで、旧統一球に対する「飛ばないボール」批判を鎮静化させ、併せてアグリーメントに矛盾する契約の締結及びこれに起因する違反ボール使用の常態化を是正するというそれ自体としては正当な目的を持ちながら、他方で非開示・非公表を貫くことで、旧統一球導入に伴う前記 1 指摘のような問題点の露見を回避し、NPB 及びその関係者の体面を保ちながら軟着陸を図るというやや微妙で、見方によっては隠蔽とも受け取られかねない意図をも込めた、多面的で複雑な目論みを持ったものであったと解される。

3 選手及びマスコミ（ファン）への非公表及び事実に反する回答について

(1) 問題点

下田事務局長は、統一球の仕様を変更しながらも、この事実を 12 球団に告げたり、公表したりすることをしなかったばかりか、ミズノに対しても箝口令を敷き、選手やマスコミからの質問があっても、むしろ「ボールは変更していない」旨の事実に反する回答を自ら行い、あるいはミズノを介して行わせた。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

統一球の仕様変更について、12 球団に周知すべきであったことは前記 2(4)記載のとおりであるが、さらに、選手及びマスコミ（ファン）に対しても、開示・公表しなかったことに問題がなかったか⁷¹。この点については当委員会内の議論において、当委員会の任務の範囲外であるとの意見も示されたが、広い意味でのガバナンスに関連する事項でもあり、またステークホルダーからの期待に応える意味でも意義があると思われるので、桑田アドバイザーの助言を得つつ、以下のとおり言及することとする。

正（現行規則の範囲を超える平均反発係数を目標とする場合）ないし新たな指定（現行規則の範囲内で、目標とする平均反発係数を変更する場合）を行わず、事態の進行を黙認することを正当化する趣旨で用いられたとしたら、それは朝令暮改云々の名の下で行われた弥縫策に過ぎないことになる。

⁷¹ 本件では、各球団に開示した時点で、所属選手達に伝達され、さらに広くマスコミやファンにも情報が伝わっていったことは容易に想像できる。したがって、この問題は、やや理念的なものであって、実際上は球団に対する情報開示で事足りるという考え方もあり得るところである。他方で、球団と区別して、選手達に規則や重要な用具の規格をどう周知させるかという問題は、プロ野球がスポーツという本質を色濃く持ちながら、同時にエンターテインメントないしその興行という面も無視できず、興行面の主体となる各球団の主体性との兼ね合いをどうするか、というより根本的な問題に突き当たる。

(2) 選手に対する開示公表

まず、選手に対しては、以下の理由により、積極的にこれを開示・公表することが望ましいものであったと考える。

- ① プロ野球の本質については、複数の視点からの考察が可能であるが、野球自体が客観的なルールに基づきプレーされるべきものであることには異論の余地がないし、プロ野球について、その興行的な側面を考慮してもなお、これを別異に解すべき積極的な理由は見当たらない。この視点からすると、プレーする選手たちに、基本的なルールを開示・公表して、その共有化及び透明性の確保を図った上で、競技が行われるべきである。この点で、野球におけるボールは、他のいかなる用具に比べても、重要性で劣るところがあるとは考え難い。
- ② 選手個々人が、職業的なプレイヤーとして、その有する技能を最大限度に発揮するために、また、プロの選手としての高い評価を得、これに対応する相当額の報酬を得るためにも、使用するボールに関する理解を深める機会を、事前に、十分に提供すべきである。
- ③ NPB は、統一球導入の際に、12 球団の意見ばかりでなく、試打等の結果の聴取等を通じて、選手たちの意見を聴取していた。したがって、その後の仕様変更に際しても同様の開示・公表がされることを期待することには合理性がある。また、選手たちによる、かかるプロ野球界に対する真摯な協力に対しては、NPB としても誠実に対応することが倫理的観点からも肯定されるべきである⁷²。

(3) マスコミ（ファン）に対する開示・公表

次に、マスコミ（ファン）に対する開示・公表については、以下の理由から積極的に考える意見がある。なお、球団関係者や選手に開示・公表すれば、マスコミにも事実上伝わるとも考えられるが、ここでは NPB 自身による積極的な開示・公表の可否を問題にしている。

- ① 野球はルールに基づき行われるスポーツであるところ、統一球の規格もルールの一

⁷² 選手や選手会においては、試合球の仕様変更について、労働条件の変更にあたるとの意見もあるようである。いずれにせよ、労働条件の問題であれば各球団が判断すべき事項であろう。また、アメリカのメジャーリーグでも統一球の仕様変更が時折行われるが、詳細は一切公表していないとのことであり、野球におけるボールの重要性という事実からは必ずしも答えは出ないこと、統一したボールを使用しているという面では公平であること等から、少なくとも NPB がこれを選手に開示・公表すべきであったとは言えないのではないかとする消極意見もありうる。さらに、今回の仕様変更に際して、仮に「変更があった旨は公表しない。問合せがあってもノーコメントを徹底する。」とのルールを作り、それを実施した場合において、そのルール自体が不当であったと評価することが出来るか、との点を指摘する意見もあった。

部であり、観客にも公表されるべきである。

- ② 導入の際の手続、すなわち、ミズノも NPB も試合に使用されるボールを変更し、統一球を導入する旨を公表した以上、それをさらに変更するならばやはり公表すべきである。
- ③ とりわけ、統一球導入の意図に、MLB のボールに近づけるために飛ばないボールにするという点が含まれており、それを発表していた以上、今回、より長打と得点の多い試合を演出するために、より飛ぶボールに変更するのであれば、ファンに対してもその旨が公表されるべきである。

これに対し、以下のような消極的な意見がありうる。

- ① プロ野球はスポーツであるが、他方でエンターテインメントの要素も持つことから、用具についていちいちファンに対して公表する必要はない。
- ② ボールの「飛ぶ／飛ばない」を公表すると、選手達による過去の記録の価値に影響し、かえってファンの夢を奪うことにならないか。

当委員会としては、この問題はすぐれて経営政策の問題であると考えため、断定的な結論を示すことは困難であり、それを控えるが、委員会においては、開示・公表に積極的な意見も有力に主張されたことを申し添える。

(4) 虚偽回答の是非

以上、選手及びマスコミ（ファン）に対する開示・公表については両論ありうる場所であるが、NPB 事務局が「ボールは変更していない」との事実と反する回答を行ったことの当否については別であり、当委員会では、このような虚偽の回答は、いかなる意味においても是認されないであろうとの意見で一致した。

第5 本件問題を生じさせた原因

1 統一球導入時における問題点の原因

(1) 加藤コミッショナーを含むNPB事務局の規則遵守意識の不足

上記のとおり、ミズノとの間の統一球契約はアグリーメントに違反するものであったが、このことについて、契約上の許容範囲の存在を知る一部のNPB事務局員（加藤コミッショナー、下田事務局長、NPB G次長及びNPB D規則委員）が契約時にそれを問題視していた形跡は見当たらない。その背景に、統一球導入時にアグリーメント及び使用球規則に関する関心が薄く、その重要性の認識に欠けていたという問題があったことは前記のとおりである。そして、そのために、統一球導入時に統一球の「指定」行為を十分に行うことがなく、アグリーメント違反という問題を孕む契約上の許容範囲を球団関係者にも周知するに至らず、問題意識を持ちうる者の範囲が限られてしまった。

(2) アグリーメントの重要性と統一球契約との整合性につき加藤コミッショナーとNPB事務局員らが相互に指摘・相談しあう姿勢の欠如

加藤コミッショナーは、統一球の導入を主導的に提唱してきた者であることは疑いがながい。反発係数についてアグリーメントの下限に限りなく近づけるというコンセプトを提唱したものの、実際は「素人であるから」とのことで、その目標を実現させるうえでの技術的障害についてどこまで理解していたのか、また、理解しようとしていたのか、極めて疑わしい。より問題であるのは、ミズノから統一球契約において許容範囲を定める提案があった際、下田事務局長もNPB G次長も、アグリーメントとの抵触関係について、加藤コミッショナーと積極的に議論をすることもなく、加藤コミッショナーが提唱した「アグリーメント上の許容範囲の下限に限りなく近づける」というコンセプトを金科玉条のように維持しつつ、統一球契約においてはその下限値の上下に0.01の幅での許容範囲を認めるというミズノの提案を受け入れ、統一球契約を作成したことである。

加藤コミッショナーとNPB事務局員ら、とりわけ下田事務局長とは、その円滑でない人間関係のために、統一球契約における許容範囲の問題とアグリーメントとの整合性につき相互に指摘・相談しあう姿勢が欠けていたが、もし加藤コミッショナーとNPB事務局員とが、その取り組むべき課題について率直に意見交換する関係性を有していたならば、かかる統一球契約は作成されていなかった可能性も高い。

2 統一球導入後における問題点の原因

(1) 反発係数検査結果の非公表

統一球については、定期的に抜取り検査の方法による反発係数検査を実施していたが、その際にも、反発係数の検査結果がアグリーメントにおける下限を下回るものであっても、また、それが常態化していても、統一球契約で定められた許容範囲内であれば問題なしと取り扱われていたものであって、アグリーメントとの抵触に対する問題意識のなさは NPB 事務局において根深いものであった。

さらに、反発係数検査結果については、加藤コミッショナーを含む限られた NPB 事務局内の一部の人間しか把握していなかったため、外部からの監視も働かず、外部からの指摘により、統一球が「飛ばない」問題についてオープンな環境で再検討されることがなかった。

(2) 報告義務の不履行

2012 年 12 月 10 日開催の実行委員会による仕様変更に関する事務局一任決議につき、本来、NPB 事務局は委任の趣旨に従い事務処理内容を報告しなければならないのに、その理解を欠いていた。その状況に加えて、当該一任決議の際に実行委員らが報告を要することについて念を押すことがなく、その後も事務局に対して報告要請をすることがなかったため、NPB 事務局は、(実際には一任決議前に統一球の仕様変更を決めていたことはもとより)統一球の仕様を変更するかしないか、どのように変更するか等につき、実行委員ら球団関係者に対して報告しなかった。

(3) 加藤コミッショナーの当事者意識と責任感の欠如

2012 年 12 月 10 日の実行委員会による事務局一任決議における「事務局」とは、加藤コミッショナーを含むコミッショナー事務局を指すものであり、加藤コミッショナーの理解においてもそうであった。しかしながら、同一任決議後、加藤コミッショナーは、自身が一任をされた側のトップであるにもかかわらず、自らそれに対応することはもとより、それへの対応方針、対応内容等について、下田事務局長にも、担当である NPB G 次長にも確認することがなかった。

その背景には、前記コミュニケーションの問題が存在すると推察されるが、そのような個人的な人間関係が、一任をされた者の職責を軽減させる理由になるはずもない。加藤コミッショナーが責任感をもって、統一球の仕様変更について下田事務局長及び NPB G 次長と率直に意見交換し、事実確認をしていれば、すでに統一球の仕様変更について発注済み

であることが発覚するなどして、本件の事態は生じなかった可能性は極めて高い。

加藤コミッショナーのこのような当事者意識と責任感の欠如が、本件を引き起こした重要な原因の一つと言って過言でない。

3 加藤コミッショナーの職務懈怠

上記のとおり、加藤コミッショナーは、統一球の導入時とその変更時の双方において無関係な立場にはおらず、むしろ、その職責を十分に果たしていれば、本件のような事態は防げた立場にあったものである。これまで述べてきたところと重複する部分もあるが、加藤コミッショナーの職務懈怠が本件問題を引き起こした大きな要因であることを明確にするために、以下で敷衍する⁷³。

(1) 導入時の統一球契約の内容の確認漏れとアグリーメントへの理解不足

加藤コミッショナーは、統一球契約の作成・締結を下田事務局長以下に任せ、自身はそれに関与せず、締結後の契約書を見せられただけであった。

統一球導入を進め、またアグリーメント上の反発係数の最下限を目指すというコンセプトを提唱した加藤コミッショナー自身が、アグリーメントの規範としての重要性を認識しながら、最低限の稟議上の確認を行っていれば（このコンセプトからして、反発係数に関する定めが最低限確認を要する事項であることは明らかである。）、現に統一球契約において定められているような許容範囲（アグリーメントと矛盾する許容範囲）とはならなかった可能性が高い。そして、契約締結時にはすでに統一球の生産が開始された後であったが、「契約上の許容範囲」に安易に逃げ込むことなく、アグリーメントの変更や仕様の変更等、適切な対応ができていた可能性がある。

したがって、本件の事の発端は加藤コミッショナーのかかる職務懈怠によるものであったことが指摘されなければならない。

(2) 導入時の厳密な「指定」行為の欠如

さらに、仮にミズノとの契約段階で許容範囲の問題が是正されなかったとしても、契約上の許容範囲を含む統一球の仕様が明確に指定されていれば、後日に下田事務局長が「微調整」を口実にする余地なく、公に明らかにして統一球の仕様変更のプロセスを執っていた可能性がある。

⁷³ 既に述べたとおり、下田事務局長をはじめとする NPB 事務局員らの責任も決して小さいとは言えないところ、それを十分に考慮した上で、加藤コミッショナーの責任について指摘するものである。

(3) 反発係数検査結果の報告受領時における確認の甘さ

加藤コミッショナーは、反発係数検査の結果について、その都度、NPB D 規則委員より報告を受けていたが、その際には、検査結果たる数値とともに「統一球契約で定められた数値の範囲内」との報告を受けて納得していた。しかし、加藤コミッショナーは、統一球契約の上位規範に位置づけられるアグリーメントにおいて反発係数の定めがあることを承知していた。仮に、統一球契約における許容範囲の定めがアグリーメントに抵触することについて、契約作成当初に気づかなくとも、その後の反発係数検査の結果報告時にアグリーメントとの整合性について確認する機会は豊富に存在していたものである。

(4) 実行委員会での曖昧な議論を漫然と放置したこと

加藤コミッショナーは、自らが議長を務めた 2012 年 12 月 10 日の実行委員会において、統一球の変更につき事務局一任決議がなされた際、「感覚的に変えないという認識を共有」など、曖昧な議論がなされたにもかかわらず、それに何ら介入していない。その非介入の態度は、前後の議題において積極的に発言しているのと好対照である。一任決議の際に、何の議論をしているのかと、議長として当然の整理を行っていれば、「一任決議」の背後にある、一部球団や下田事務局長の思惑や、すでに仕様変更について発注済みであった事実も発覚していた可能性があるのもあって、加藤コミッショナーには重大な職務懈怠が認められる。

(5) 当事者意識と責任感の欠如

前記のとおり、同一任決議後、加藤コミッショナーは、自身が一任をされた側（コミッショナー事務局）のトップであるにもかかわらず、自らそれに対応することはもとより、それへの対応方針、対応内容等について、下田事務局長にも担当である NPB G 次長にも確認することがなかったが、加藤コミッショナーが責任感をもって、統一球の仕様変更について下田事務局長及び NPB G 次長と率直に意見交換し、事実確認をしていけば、本件問題は生じなかった可能性は極めて高い。

(6) 小括

このとおり、本件問題は、加藤コミッショナーが、その職責を自覚的に十分に果たしていたならば発生しなかったものであり、その責任は重大と言わざるを得ない。

第6 再発防止策、今後のガバナンス体制

ここまで述べてきた一連の調査結果等を踏まえ、本件問題を招いたガバナンス上の問題点及びその背景事情を、ガバナンスの体制及びその運用の両面から整理し、それに対する改善策を提案する。

1 機構と野球組織という「二重構造」について

(1) 問題点

ア 機構理事会の形骸化

機構は、理事会を設置しているところ（定款第33条第1項）、一般法人法の定めによれば、理事会を設置している一般社団法人においては、理事会が業務執行の決定を行い、理事の職務執行を監督する責任を負っている（同法第90条第2項）。

ここで、機構は定款の定めにより、機構の「事業遂行に必要な専門的事項を処理するため」、理事会の下に野球組織を設けている（定款第12条第1項）。そして、野球組織においては、機構という法人の事業（第4条第1項各号）のうち、「プロ野球の公式試合の運営等に関する事項」（いわゆるベースボールオペレーション⁷⁴）を取り扱うこととされている（第12条第2項）。

機構と野球組織との間に、このような上下構造があることに照らすと、業務執行の最終的な決定権限は、機構理事会にあるのであって、野球組織にはないというべきである。

しかし、現在のNPBの運営状況を見ると、本件問題に関連する主要な会議体は野球組織の代表者会議及び実行委員会であって、機構の理事会が何らの関与もしていないことからわかるように、ベースボールオペレーションについては野球組織（の実行委員会）でのみ議論を行い、機構の理事会に対する報告や承認取得といったプロセスが存在していない。

ベースボールオペレーションを野球組織に委ねることは、それが理事会の責任の範囲外となることを意味しないのであるが、現在の実態をみると、あたかもベースボールオペレーションは機構の業務外であるかのような扱いとなっている。前記第3の1(1)で述べたとおり、機構は事業の大半を野球組織に委ねているのであるから、それを理事会がチェックしないという状態は、理事会自体の形骸化に他ならないというべきである。

⁷⁴ NPB関係者からのヒアリングによれば、この「プロ野球の公式試合の運営等に関する事項」を「ベースボールオペレーション」と呼び、その他の事業を「ビジネスオペレーション」と呼ぶことがある。

イ 機構のガバナンス構造とオーナー会議の位置づけとの不一致

一方、野球組織においては、「合議・議決機関」として実行委員会が置かれている（野球協約第11条第1項）。実行委員会は、コミッショナー及び実行委員会委員（実行委員）により構成されているが（同条第2項、第13条第1項）、実行委員は、ほとんどの場合、機構の理事（機構社員である12球団から1名ずつが選任されている）によって務められている。

そうすると、野球組織上の実行委員会は、事実上、機構における業務執行の決定について責任を負う者たちによって構成されているといえる。

もともと、野球組織においては、実行委員会はオーナー会議の「指示・監督を受ける」こととされており（野球協約第11条第1項）、オーナー会議が「最高の合議・議決機関」として位置づけられている（第18条第1項）。実際、オーナー会議は2ヶ月に1回程度の頻度で開催され、実行委員会に対する「指示・監督」を行っている。

前記第3の1(3)のとおり、オーナー会議は機構の社員総会と重複するが、実際のオーナー会議は、野球組織の中で位置づけられているオーナー会議として常々開かれているのであり、機構の社員総会は、法令上求められている年に一度の定時総会として、その「ついで」に行われているのが実態である。機構においては、定時社員総会は年に一度開かれるものに過ぎず、そこでは決算報告や予算承認その他法令上の報告・決議事項が取り扱われるにとどまるのだから、ガバナンスの構造としては、前記のとおり、あくまで理事会が業務執行の最終的な決定機関と整理されているはずである。にもかかわらず、機構の社員総会と同じ出席者によって構成されている野球組織のオーナー会議⁷⁵が、定時社員総会よりも高頻度で開かれる会議体として、あたかも業務執行についての最高意思決定機関であるかのように扱われており、機構が本来予定しているガバナンス構造（理事会を業務執行の最終的な決定機関とする構造）と、平仄が取れていない。

⁷⁵ 野球組織の会議体として開催されているオーナー会議については、臨時社員総会としての招集等の手続きがとられていない。しかし、全員出席総会であるから招集手続きが不要である、という整理をすることもできない。なぜならば、機構の社員（会員）はオーナー個人ではなく、法人たる各球団であるから、同法人の代表権を有しない者は、同法人からの委任を受けなければ社員総会において社員として振舞えないが、オーナーは各球団の代表権を有することが要件とされていない（野球協約第18条第3項参照。球団の役員を兼ねることとされているが、代表権の有無については定めがない。）ところ、社員総会に出席することについての委任状を取得し、それを機構が確認するといった作業は行われていないからである。

一般論としては、自然人ではなく法人を社員とする一般社団法人の社員総会には、社員たる法人について代表権を有する者（本件でいえば、球団社長など）、又は同法人から委任を受けた従業員がこれに出席するのが通常であって、同法人の実質的な支配権者（本件でいえば、オーナー）が出席をするような性質の会議ではないように思われる。

ウ 業務執行の決定権及び責任の所在の曖昧さ

野球組織は、あくまで理事会の下に設けられるものであるから、野球組織における議論や決定は、理事会における検討や判断に資するものとして、理事会に報告され、必要に応じて承認を得るべきである。そして、機構において、業務執行に関する最終的な決定権を有し、責任を負担するのは、理事会であって社員総会（オーナー会議）ではない。

しかし、野球機構においてはオーナー会議が「最高の合議・議決機関」とされて、実行委員会はオーナー会議からの「指示・監督」を受けることとされている。そのため、実行委員たちは、本来は業務執行についての最終的な決定権限を有する者たちであるにも関わらず、野球組織の中では、最終的な決定権限を有していない状況におかれている。

他方、オーナー会議は、12球団に対する実効的な支配を及ぼしている企業の代表者等によって構成されている。オーナーたちは、プロ野球の運営に日常的に関与しているわけではないため、ベースボールオペレーションに関する業務執行について議論や決定を行う前提となる情報や知識を、十分に有しているとはいえない。

このように、NPBは現在、機構と野球組織という二つの組織体が複雑に絡み合っており、「二重構造」とも評すべき状態を呈していることに起因して、誰が真の業務執行の決定者であり、その反面として責任を負っているかが判然しないという、極めて曖昧な状況に置かれている。

本件問題においても、実行委員会は、統一球の変更について主体性をもって決定することをせず、コミッショナー事務局に対して丸投げに近い形で「一任」した上、さらにはその一任の結果がどうなったのかの報告すら求めていなかった。他方、オーナー会議においても、統一球の変更に関する実質的な議論が行われた形跡は見受けられない。

エ 歴史的成り立ちとの関係

このように、機構や野球組織という「二重構造」や、理事会の形骸化をもたらした主要な原因は、NPBという組織全体の歴史的成り立ちにある。

すなわち、セ・リーグ及びパ・リーグの調整機関として設けられた野球組織という実質が先に存在し、野球協約に基づき運営されていたプロ野球の世界に、その形式上の上位機関として機構を設け、定款上もそのように整理を行ったものの、12球団や各リーグは、機構を実質的な上位機関として運用することなく、引き続き、野球組織をプロ野球全体の運営の中心に据えてきた。特にセ・リーグ及び同リーグ所属球団を中心として、野球協約こそがプロ野球の「憲法」である、という捉え方が現在でも根強いものとなっているようである。

これに対し、機構の一般社団法人化の際には、機構と野球組織を完全に統合する案も検討されたものの、結局はそれぞれが存置され、前記のとおり、ほぼ完全な「二重構造」が

温存されることとなった。そして、機構の社員総会は野球組織のオーナー会議であり、機構の理事会は野球組織の執行委員会であるという風に、人的な重複が一般社団法人化の当初から常態化したため、本来は野球組織の上位であるはずの機構の存在が、当初から形式的なものとして扱われ、その後の実務においても、野球組織の存在によってあたかも上書きされているかのような状況となった。

さらに、球団関係者からのヒアリングによれば、野球組織（の執行委員会）はベースボールオペレーションを担当する、という建前のもと、実行委員には各球団のトップ（球団社長など）ではなく、球団の中でベースボールオペレーションを担当する人物が就任することとなり、その人物が機構の理事をも兼ねるのが通常となった。この結果、機構の理事会には、球団の全体的な方針について決定権を有する人物が出席しないこととなり、なおさら理事会の形骸化が進んだようである⁷⁶。

しかし、上記のような歴史的経緯を十分に考慮しても、誰が真の業務執行の決定者であり、その反面として責任を負っているかが判然しないという、極めて曖昧であるという現在の状況は当然に正当化されるわけではなく、改善することは必須である。

(2) 改善策

野球組織は、ベースボールオペレーションに特化して活動を行う、高い専門性とこれに相応しい実力を備えた内部組織である。そして、その範囲内では、定款や理事会決議等により、一定の自治的権能を付与することも、法技術的には可能であり、歴史的経緯により、実際も、理事会からの独立性の高い組織として運用されている。

しかし、一般論として、組織全体の存立に影響を与えるおそれがあるような事態をあらかじめモニタリングし、必要に応じ是正する仕組みを備える必要から、このような自治的権能には一定の制約が課せられるべきであることもまた、法理上当然のことである。

本件問題においても、上記(1)のとおり、同問題が、現在の「二重構造」の実態に起因していることに鑑みると、現在の状況を解決し、NPB を、決められる・責任を取ることができる組織とするためには、機構の理事会が業務執行の最終的な決定権者であるという状況を実質的にも作り出す必要がある。そして、機構・野球組織が上下の別が不明確なまま並列的に扱われているという「二重構造」の解消が、そのための一番の近道と思われる⁷⁷。

⁷⁶ また、球団関係者からのヒアリングによれば、各球団において決定権を有しない者が実行委員となったことに起因し、実行委員会では議論を収束させることができず、オーナー会議にその決定を委ねることとしたものの、他方、オーナー会議の出席者は、必ずしも実際の試合運営に関する細かな情報や専門知識を持ち合わせているわけではないため、結局オーナー会議でも意思決定をすることができず、実行委員会場に差し戻される、という事態が生じるなどしているとのことである。

⁷⁷ NPBのように、各球団、リーグから発展していった組織においては、中央集権的でない連邦制のような仕組みを取ること自体が直ちに不合理、不適切であるとはいえないし、本報告書も、過去におけるNPBの運営方式がすべて不合理、不適切であったと断じるものではないので、念のため付言する。

そのための具体的な改善策は、以下のとおりである。

ア 機構と野球組織との関係の再整理

まず、機構の理事会が業務執行の決定機関であることを再確認し、いわゆるビジネスオペレーションとベースボールオペレーションの双方について、所属する球団の意見を集約しつつ、その方針を決定できる権限を有する人物を配置することが望まれる。典型的には、球団社長など、代表権を有する各球団のトップが理事となることが想定される。

これに対し、野球組織は、機構における業務執行のうち、より専門性の高いベースボールオペレーションについて議論をするための専門委員会的な位置づけとし、そこには、ベースボールオペレーションという専門性の高い事項について議論し、理事会に上程ないし報告できるような具体的な提案を策定できる人物を配置することが想定される。典型的には、現在と同じように、各球団のベースボールオペレーションの責任者が想定される。

つまり、野球機構の実行委員会が、機構の理事会とほとんど重複する人員によって構成され、理事会に優先するかのような存在として取り扱われていたという実態を見直し、野球組織それ自体を、理事会の従たる存在として、専門的な事項の検討の場として位置づけることが適当である。これは、定款上は既に形式的には実現されている事柄であるが、実質をこれにあわせるという趣旨であり、必要に応じて、野球協約の定めを機構の定款にあわせて改定することも必要となるだろう。

イ オーナー会議の位置づけの見直し

次に、前記のとおり、現在のオーナー会議出席者である各オーナーは、機構の社員（会員）である各球団について代表権を有する者ではないのであるから、あわせて、オーナー会議が社員総会を兼ねるという実態を解消し、各球団の代表権者又は委任を受けた従業員によって社員総会が追行される状態を目指すのが適当と思われる。

これに関連して、野球組織を理事会の従たる位置づけとし、あくまで決定権が理事会に存するということを徹底する必要上、オーナー会議が実質的な決定権を有するかのような野球協約上の規定も廃止することが適当と思われる⁷⁸。

ウ コミッショナー及びコミッショナー事務局の位置づけの見直し

「二重構造」を解消すべきであることは、コミッショナー及びコミッショナー事務局に

⁷⁸ なお、このように変更したとしても、各オーナー（又はオーナー企業）は、資本による各球団の支配を通して、各球団の判断に対し影響力を及ぼすことができる。本文の意見は、このような間接的な支配構造それ自体を否定するものではない。

についても同様である。

現在は、機構の会長・代表理事が事実上、野球組織のコミッショナーに就任しているものの、両者が一致することを要請する何らかの規程が存在するわけでもない。しかし、機構による業務（前記のとおり、野球組織として行われていた業務も、機構による業務の一部である。）の執行責任者は一致することが望ましく、現に、実際には同じ人物が就任している。

そうであれば、前記した組織の「二重構造」の解消とあわせ、機構の会長・代表理事職と、野球組織のコミッショナー職を、機構の執行責任者として一本化することが適当である⁷⁹。現在は、野球組織の中にコミッショナー職を置き、実質的には野球組織独自の執行というものが観念されているようであるが、これを維持することは、機構・野球組織という「二重構造」の存置につながり、不適當と思われる⁸⁰。

また、これに伴い、機構の「事務局」と、野球組織の「コミッショナー事務局」が重複するという状況も廃止し、これを機構の事務局に一本化した上で、すべての事務局業務は、機構の業務として遂行されるべきである。もっとも、既に事務局は単一のものとして存在しており、事務局員の給与は機構における労務に従事した対価として支払われていることから、特に実質は変更せず、野球協約上のコミッショナー事務局に関する定めを改廃することで足りるものと思われる。

⁷⁹ 例えば、コミッショナーという呼称を維持するのであれば、会長の呼称を廃止し、機構の理事長をコミッショナーと呼称する旨、定款上で規律することも考えられる。

⁸⁰ ところで、機構はその定款上、理事会の推薦に基づき、会長が若干の「顧問」を委嘱することができる（定款第42条第1項・第2項）、現に機構には、1名の顧問が存在しているが、そのほか、顧問契約に基づく2名の顧問弁護士が存在している。そして、野球組織においても、野球協約上、「コミッショナー顧問」を置くことが認められており（野球協約第8条第5項、第15条第2項等。なお、機構とは異なり何らかの会議体の推薦を要する構造にはなっていない。）、現に、5名がこれに就いているが、うち1名は機構顧問と重複している。

しかし、本件問題に深く関連する2012年10月27日の代表者会議には機構の顧問弁護士2名が出席し、同年11月19日と同年12月10日の実行委員会には各顧問弁護士に加え機構顧問兼コミッショナー顧問1名も出席していたが、各会議における前記曖昧な議論・議事進行に対して、これらの者らからは何らの意見も述べられていなかった。このような顧問の仕組みが、機構ないしコミッショナーの外部アドバイザーの仕組みとして十分に機能していたとは言いがたい。顧問制度の運用については、再考の余地がある。

のみならず、野球組織のコミッショナーは機構の理事長・会長でもあるところ、機構という組織に対しては、既に顧問というアドバイザー制度が存在するのであるから、別途の顧問制度を設けることには合理性が無く、かえってコミッショナーという職位の位置づけを曖昧にするように思われる。これは、機構と野球組織という二重構造を前提とし、これを存置する方向に働く仕組みといえるため、二重構造の解消とともに、またはこれに先行して廃止することが適当と考える。

なお、このように変更したとしても、機構の顧問にはもともと明確な人数制限がないのであるから、現在の人数規模のアドバイザーが今後必要ということであれば、いずれも機構の顧問として委嘱することで足りる。

2 その他のガバナンス上の問題点と改善策

(1) 機構への意見集約を図る運用、意思決定をしやすいとする方策の実施

前記のとおり、統一球の仕様変更問題については、両リーグにおいては一定の議論が行われていたにもかかわらず、野球組織の代表者会議及び実行委員会においては、充実した審議は行われていない。

このような状況の原因としては、各球団によってリーグ（日本野球連盟、のちに両リーグに分裂）が先に結成され、公式戦が運営されていたという実体が先行し、その後、法人としての機構が設けられたという歴史に起因して、各球団に、12球団が集まったの議論よりも、リーグ内での議論を優先する傾向があるためであると考えられる。

また、機構の社員総会及び理事会並びに野球組織の実行委員会それぞれの決議成立要件が、以下のとおりいずれも一般法人法上の理事会の決議成立要件よりも厳しく定められているため、争いがありそうな点については、実行委員会における実質的な議論が避けられていることがうかがわれる（これが、NPB事務局に事実上の方針決定に委ねることとなった原因のひとつであったとも考えられる。）。

	定款上・野球協約上の定め	法令上の定め (特別決議事項を除く)
社員総会	<u>4分の3</u> 以上の社員が出席し、 出席者の <u>4分の3</u> 以上の賛成により成立 (定款第28条第1項)	<u>過半数</u> の社員が出席し、 出席者の <u>過半数</u> の賛成により成立 (一般法人法第49条第1項)
理事会	<u>3分の2</u> 以上の理事が出席し、 出席者の <u>4分の3</u> 以上の賛成により成立 (定款第37条第1項)	<u>過半数</u> の理事が出席し、 出席者の <u>過半数</u> の賛成により成立 (一般法人法第95条第1項)
実行委員会	<u>4分の3</u> 以上の実行委員が出席し、 出席者の <u>3分の2</u> 以上の賛成により成立 (野球協約第16条第1項・第4項)	—

これらの問題点については、まず、プロ野球全体に関係する事項について議論すべきであるのは機構という場であり、そこにおいて意見の集約を図るという当然の運用を定着すべきである。加えて、体制面として、理事会（及び実行委員会）における決議要件を緩和することなど、議論の結果として何かを新たに決定できる可能性を高め、団体としての意思決定をしやすいとする方策をとることが望ましい。

(2) ルールに関する規定類の整理・改善

プロ野球のルールに関する規定類の整理が不十分であるという問題点については、前記第4において詳述した。12球団が、代表者会議や実行委員会の場において十分な議論を行わなかったことが、この問題の主因と思われるところ、その再発防止策及び今後のガバナンス体制の提案については、他の箇所において述べているとおりである。

加えていえば、そもそも統一球の導入により、公式試合で用いられるボールの使用がプロ野球全体で統一されることになったにも関わらず、各リーグそれぞれの申し合わせ事項であるアグリーメント（及び使用球規則）に、ボールに関する記述が変更されないまま存置されたこと自体が、問題の発端である。プロ野球全体で統一される類の事項については、各リーグの内部的な申し合わせ事項の中で定めておくという状況自体が不自然・不合理といえる。

そのため、これに対する改善策としては、今後は、このようなプロ野球全体で共通の事柄については、機構のもとで規則なり申し合わせを作成することを基本とし、各リーグに委ねるべきものがあれば、その点はリーグの申し合わせ事項として定める（アグリーメントに記載する）、といった形の運用を図ることが望ましいと思われる。

これは、上記(1)で述べた、プロ野球全体に関わる問題についてリーグ内での議論を優先せず、機構で意見集約を図るべきである、という点にも通じるものである。

(3) コミッショナーが責任を果たせるような勤務体制・組織体制の実現

NPB関係者からのヒアリングによれば、非常勤である加藤コミッショナーがNPB事務局に出勤をする頻度は、週に1・2日程度であった。また、出勤時間帯は確定しておらず、必要に応じて適宜出勤をする、という状況にあった。

このことが、事務局内の動きに対する加藤コミッショナーの目が行き届かなかったことの一因であると考えられる。また、このようなコミッショナーの出勤状況が、結果として、事務局長の事実上の裁量の拡大に繋がったことは否定しがたい。

コミッショナーが業務執行の責任者なのであれば、その責任を果たせるような勤務体制・組織体制を実現すべきといえよう。

(4) NPB事務局による組織的な対応を徹底すべきであること

NPB G次長は総務部の次長であって、その上司には、総務部長であるNPB平田部長、事務局次長であるNPB井原局次長及びNPB沼沢局次長が存在していたにも関わらず、統一球の仕様変更に関しては、下田事務局長との2名のみで担当していた⁸¹。業務が組織的には

⁸¹ 当委員会のヒアリングに対して、NPB事務局内には球団（又はその親会社・関連会社）からの出向者

なく属人的に扱われていたとあってよい。このため、本件については、通常のライン上司によるチェックが行き届かない状況となっていた。

NPB 事務局の規模からして、業務が多少属人的になる面があるのは致し方ない面があるにしても、本件のような重要な事項や、対外的な事項については、一部の職員のみで案件を抱え込むことなく、組織的な対応を行うことを徹底すべきである。

(5) コミッショナー制度の強化・充実

野球組織は、セ・パ両リーグ及び12球団からなるところ、各構成員間の関係は単なる協働・協力にとどまるものではなく、スポーツ組織に特有の激しい競争を日常とする緊張した側面を持つ。そのため、常に協議や話し合いによって物事が決定され、実行されていく保障はなく、組織としての統合性を維持することが難しい面があることは否定できない。

このような組織においてこそ、最終的な裁定者としてのコミッショナー制度の存在意義がある。これは個別の紛争の解決に限られるものではなく、組織全体の活動の仕方などにも当てはまるといえる。

そのため、業務執行の責任者としての側面に加え、裁定者としての観点からも、コミッショナー制度の強化・充実を図ることが望ましい。

以上

※ 貴機構の理事会は、本報告書の提出後である2013年10月2日、当委員会に対して、本報告書に関する追加の調査検証を依頼した（依頼内容は、貴機構理事会の当委員会に対する2013年9月30日付文書に記載されている。）。これに伴い、当委員会はさらに所要の調査検証を行った。本報告書7頁10行目には、延べ42名、約77時間のヒアリングを実施した旨の記述があるが、追加調査においては、さらに延べ8名、約5時間のヒアリングを実施している。

等が存在するため、情報管理のために通常とは異なるラインで業務を行ったのではないかと指摘があった。